

令和7年第2回（2月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和7年2月28日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和7年2月28日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 施政方針演説
- 第6 教育行政方針演説
- 第7 議案第2号から議案第54号まで
- 第8 請願第1号、陳情第1号、陳情第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	村川拓人君	2番	川原茂君
3番	坂下真斗君	4番	栗山嘉男君
5番	佐々木ひとみ君	6番	平田和太龍君
7番	山本健二君	8番	林純一君
9番	佐藤定君	10番	中川健二君
11番	広瀬大海君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	坂下善英君	16番	山本卓君
17番	中川直美君	18番	佐藤孝君
19番	近藤和義君	20番	室岡啓史君
21番	金田淳一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	鬼澤佳弘君
教育長	香遠正浩君	総務部長	中川宏君
企画部長	石田友紀君	財務部長	平山栄祐君

市民生活部長	市橋法子君	社会福祉部長	吉川明君
地域振興部長	岩崎洋昭君	農林水産部長	中川克典君
観光振興部長	小林大吾君	建設部長	佐々木雅彦君
教育次長	鈴木健一郎君	消防長	中野照之君
会計管理者 (兼 会計課長)	石塚美好君	上下水道長	森川浩行君
選挙管理委員会 事務局長	谷川直樹君	監査委員局長	原田健一君
農業委員会 事務局長	木下和重君	両津病院部長	高野慎一君

事務局職員出席者

事務局次長	中川雅史君	事務局次長	齋藤壮一君
議事調査係	池秀和君	議事調査係	余湖巳和寿君

午前10時00分 開会・開議

○議長（金田淳一君） それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回（2月）佐渡市議会定例会を開会いたします。

本日のデータは、今定例会のフォルダの中にアップしておりますので、御確認願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金田淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、2番、川原茂君及び20番、室岡啓史君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（金田淳一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月19日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は20日間に決定いたしました。

なお、会期中の予定は、会期日程表のとおりでありますので、御確認願います。

ここで、議会中継を御覧の皆様申し上げます。

今期定例会の予定は、佐渡市議会のホームページ、フェイスブック及び佐渡テレビにおいてお知らせしております。

主な日程を申し上げますと、代表質問は3月5日、一般質問は3月6日から10日まで、常任委員会による当初予算等の審査は3月11日から3月17日までとなっております。いずれも傍聴可能です。

皆様方のお越しをお待ちしております。

日程第3 諸般の報告

○議長（金田淳一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（金田淳一君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和7年第2回（2月）佐渡市議会定例会に当たりまして、令和6年第6回（12月）佐渡市議会定例会後の報告案件について御報告申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてです。報告第1号及び第2号につきましては、議会の委任事項でもあります損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

続きまして、12月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。

1、「佐渡島の金山」の新ロゴマークの決定などについて。去る1月18日、ユネスコから世界遺産に登録されたことを証する世界遺産一覧表記載認定書のレプリカが佐渡市に交付され、佐渡金銀山ガイダンス施設きらりうむ佐渡にて展示の上、お披露目会を開催いたしました。当日は佐渡を世界遺産にする会の会長、市議会議員連盟会長にも御臨席を賜り、これまで世界遺産登録に向けて関わられた方々の御尽力に感謝をするとともに、この世界の宝を継承していく責務を全うするため、これまで以上に身が引き締まる思いで式典などを執り行ったところでございます。また、市民の皆様におかれましても、この機会にぜひきらりうむ佐渡にお越しいただき、認定書のレプリカをじかに御覧いただきたいというふうに考えております。去る2月21日には、全国各地から応募があった107作品の中から「佐渡島の金山」の新しいロゴマークが決定いたしました。新しいロゴマークは、「日本が世界に誇る「佐渡島の金山」を金色の輝きでアピールする」というコンセプトで、東京都在住のグラフィックデザイナー、占部博士様がデザインされたものでございます。この新たなロゴマークは、今後、世界遺産となった「佐渡島の金山」の価値を将来にわたり継承する活動を官民協働で推進するとともに、国内外にアピールするためのシンボルとして広く活用を図ってまいりますので、末永く御愛顧いただきますようお願い申し上げます。また、世界文化遺産登録を契機としたプロモーションの一環として、佐渡ヶ島系ユーチューバー「けえ【島育ち】」氏と連携して「佐渡島の金山」の学習動画を作成したところでございます。佐渡市公式ユーチューブチャンネルでの公開やSNS広報を通じた「佐渡島の金山」の認知度拡大に向けた取組に加えて、島内小学校の探求学習や修学旅行で佐渡を訪れる小学生の事前学習資料として活用していただくために作成したものでございます。これらのツールを合わせながら、島内外の自治体に向けたプロモーションの強化を図ってまいります。

2、北陸農政局農山漁村男女共同参画優良事例表彰の受賞について。佐渡市からは初めてとなります北陸農政局農山漁村男女共同参画優良事例表彰を真野地区の知本チサ様が受賞されました。知本様は、佐渡市最大の農産物直売所であります「新鮮空間よらんか舎」の準備委員長、開設後は運営委員長として直売所の発展に御尽力をされました。現在はJA佐渡女性部の本部長として活動をされております。その活動は農家所得の向上、佐渡島内の農業者の模範となる取組であり、市といたしましてもその技術や経験を次世代に継承していけるよう協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 施政方針演説

○議長（金田淳一君） 日程第5、施政方針演説を行います。

市長から施政方針演説の申出がありますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和７年度当初予算案及び諸議案の御審議をお願いするに当たり、新年度の市政運営について私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

は じ め に

昨年は、悲願であった「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録に加えて、小木町の重要伝統的建造物群保存地区の選定や佐渡無名異焼が国から伝統的工芸品に指定されるなど、先人たちが紡ぎ続けてきた佐渡の歴史、文化が高い評価を受けた年となりました。これらは、市民をはじめ多くの皆様の長年の努力の成果であり、この多大な成果は持続可能な島佐渡を創るための礎になるものと考えており、改めて市民をはじめ多くのご支援をいただいた皆様に感謝を申し上げます。

一方で、かつて年間で260万人を超えていた日本の出生数は、昨年初めて70万人を下回る見通しとなり、人口減少が急速に進んでいます。本市でも少子化が進行する中、人口減少社会の課題と考えていた、医療、地域交通、上下水道など生活基盤を支えるライフラインでの経営危機や人材不足が顕著となり、人口増加を前提に築かれた日本の社会システムや生活インフラなど、人々が地方で暮らし続けるための基盤に大きな転換期が訪れていることが明確になった年とも言えます。

令和７年度は、進行する人口減少への対応を一層進めながらも、全国でも加速化する人口減少社会への対応ができる自治体運営の変革に向け挑戦していかなければなりません。そのためにも、大きな好機となる世界文化遺産登録等の世界的な評価を最大の好機として活用し、国内外の多くの方々に佐渡を知ってもらい、訪れてもらうことにより、佐渡ファンの増加につなげ、佐渡ファンから移住・定住への関心を高める施策を強化し、進めてまいります。

多くの佐渡ファンの確保や移住定住を進めるためには、市民一人一人が佐渡を改めて知り、愛し、発信し、守り続ける意識を高めていくことが重要です。佐渡の子どもたちから大人までが地域への誇りを育む地域教育を教育委員会と連携して取り組んでまいります。

人口減少社会への対策としてライフラインの危機対策を進めることも地方創生の実現に重要な課題となっています。そのためにも知事と市町村長が連携し、ライフラインの安定確保に向けた体制の強化を図るとともに、関係機関との協力により必要な制度変更や拡充等を国へ積極的に働きかけてまいります。

医療・福祉を守り、結婚から子育てまでの支援を強化するなど、安心して暮らし続けることができる持続可能な島づくりをさらに推進してまいります。

一方、合併から20年が経過し、持続可能な行財政運営を実現するうえでも、財政の健全化と行政運営の変革が急がれます。佐渡市になってから、これまでの当初予算では、財政調整基金や特定目的基金を一部の特許事情を除き平均で25億円程度取り崩しながら編成してきましたが、佐渡を未来へ継承するためにも効率的でスリムな行政システムと、プライマリーバランスゼロを目指した財政運営への変革が必要になります。

行政運営改革ビジョンを策定し、生成ＡＩなどのデジタル技術の活用や効率的な組織編成を行うとともに、他の自治体並みのサービス水準を維持し、民間でできることは民間に移行するなど、業務の効率化と

組織のスリム化を徹底的に進めながら、市民サービスを安定的に維持しつつ、持続可能な行財政運営の確立に向けて取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

このような基本的な考え方のもとに、令和7年度の主要施策の概要についてご説明いたします。

1 安心して暮らし続ける島

(1) 市民と共に創る安全・安心な島

①安心な暮らしの提供と市民協働による地域づくり

安心な暮らしの実現に向け、高齢化が進む本市において、公共交通の確保が喫緊の課題となっています。現在、モデル的なライドシェアの導入や路線バスの減便に伴う代行運行、自動運転調査事業など、多様な手段による公共交通の確保に取り組んでいるところです。

令和7年度は、路線バスの縮小が予想される市内7地区の公共交通空白地を重点地域として位置付け、市営コミュニティバスの運行やライドシェアの本格導入、スクールバスの混乗など、さまざまな交通資源を総動員しながら、市民や佐渡を訪れるお客様も利用できる、市内全体の公共交通ネットワークの再編に取り組んでまいります。

一方、長引く燃料価格や物価高騰への対策として、国の交付金を活用しながら、学校給食費の負担軽減や公共交通への燃料高騰対策、省エネ家電の購入支援などを通じて、生活に必要な支援や省エネの島づくりをきめ細やかに実施できるよう、取り組んでまいります。

地域コミュニティの維持においては、地域の特性を活かした農林水産業や地域行事、お祭りなど、多くの大学等と連携し、若い力と学びの両面を佐渡で活かしていただけるよう、連携体制を強化し、多くの大学生等の受け入れを図るとともに、地域おこし協力隊が活躍できる地域づくりを進めてまいります。

SDGs 未来都市の実現に向けても、市民との協働による循環型社会の推進に取り組んでまいります。そのためにも、ごみを減らすリデュース、繰り返し使うリユース、再資源化を進めるリサイクルにより、生ごみや衣服をはじめとした資源の有効活用を促進し、ペットボトルの水平リサイクルの普及に取り組むとともに、燃やすごみ処理券の推進にも力を入れてまいります。

②インフラ整備と防災力の向上による安全安心の地域づくり

本市では、かつて12万5,000人もの人口を支えていたインフラを概ね維持していますが、人口減少に伴う経営面での課題や人材確保、施設・設備の老朽化、維持管理費の高騰など、さまざまな面で危機的な状況にあります。特に、上下水道やごみ処理・焼却体制、通信網、医療の維持は、持続可能な運営を実現するためにも、刻々と変化する経営環境に応じた経営計画の見直しと、機能維持に必要な予算確保を図らなければなりません。国からは、広域化や連携体制の強化が経営方針として示されていますが、離島という特性上、近隣自治体との広域化は難しく、単独での維持が必要です。

そのため、将来像を明確にし、中長期的には国や県からの支援体制を確実に確保しつつ、短期的に実現可能な経営効率化策を着実に進め、市民に対する適正なサービス水準を将来にわたって確保できるよう、努めてまいります。

特に全国と同規模事業体と比較して、施設数も管路延長も2倍以上保有している水道事業は、人口減少や節水型社会への変容が進む中であっても、これらの施設を維持していかなければならず、現在の経営状況では事業継続ができなくなるおそれがあります。安定的かつ持続可能な供給体制を維持するため、中長

期の更新需要と財政収支の見通しに基づく適正な料金改定に向けた準備を下水道事業と共に進め、併せて施設の強靱化も進めてまいります。

医療体制においては、新潟県、厚生連病院所在地の6市が連携し、経営支援策の策定と資金支援を行い、佐渡医療圏の維持確保を進めます。

消防においては、消防指令システムと情報通信回線の高度化により、災害発生時における119番の受信から出動指令まで、より円滑に行うための指令システムを更新し、市民サービスの向上と安定した提供を図ります。

一方、市民の安全を確保するうえでも、激甚化する災害への対策を進めなければなりません。能登半島地震の検証からも、離島は本土地域と比べて災害時に他地域からの支援が受けにくく時間を要するため、日頃から食料や物資の備蓄に努め、併せて、災害に備えたハード・ソフト面での対策が必要です。

そのため、有事の際の緊急輸送道路に指定されている国道350号や主要地方道佐渡一周線をはじめとした道路改築等に加え、両津港再編整備による防災機能の強化に、国、県と連携して取り組んでまいります。

また、自主防災会等が策定する地区防災計画の目標数を200件とし、地域への普及啓発を図りながら一件でも多く策定されるよう地域と共に取組を進めます。

災害時における情報発信においては、「さど防災ネット」を活用し、わかりやすく迅速な情報提供を図るとともに、災害時に孤立の可能性が高い集落を対象に、地区避難所へのV2Hの整備を継続し、新たに非常食、生活維持物資の備蓄に対する支援を行います。

また、木造住宅の耐震化支援の拡充による対策に加え、停電への備えとして、倒木・倒竹対策を継続し、電柱などに隣接する支障木等の伐採を関係機関と連携して進めてまいります。

（２）子どもから高齢者まで夢や希望が持てる島

①安心して産み育てることができる地域づくり

私は、令和2年の市長就任時から子育て支援の充実を政策の柱に据え、子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例を制定し、出生祝金、多子世帯出産成長祝金などの経済的な支援を併せて取り組んでまいりました。

国においても、令和5年より「出産・子育て応援給付金」をスタートさせましたが、昨今の物価上昇による家計への負担に加え、大手オムツメーカーの調査では、出産準備に伴う新生児の育児用品の費用は10万円以上かかるといった結果も出ています。

出産に向けたお祝いの気持ちを一層高めるため、出産準備金として「出産ワクワク応援ギフト」を新たに創設します。これにより、国の伴走支援の給付金に加え、佐渡市独自に5万円を追加し、合計10万円を支給することで、出産準備に伴う経済的負担の軽減をさらに進めてまいります。併せて、発達障害などへの早期対応につなげるため、新たに就学前の5歳児健診を実施し、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援体制を強化してまいります。

また、こどもの居場所づくりを地域と連携して一体的に取り組むほか、佐和田行政サービスセンター内に、子育ての相談や子育て中の親子が気軽に多世代で交流できる「子育て交流ひろば」を新たに開設するとともに、地域産業と連携したイベント「こどもが元気な夢のたからじまひろば」を開催し、経済的支援だけではなく、佐渡の未来を担う子どもたちが健やかに成長できるための施策を総合的に実施し、安心し

て産み育てることができる地域づくりに取り組んでまいります。

近年、本市の出生数は200人を下回り、少子化が進行しています。これに加え、全国的な課題である未婚・晩婚化への対策として、結婚を希望する人々がその希望を実現できるよう、新たな出会いの機会を創出するとともに、結婚新生活支援事業を創設します。これにより、住宅取得やリフォームにかかる費用などの負担を軽減し、結婚や出産、生活に不安を抱える若者世帯の新生活を応援してまいります。

②健康寿命日本一に向けた地域づくり

生活習慣病は、生活習慣の改善により予防できる可能性が高いと言われていますが、本市の健康課題の一つとして、食生活等による生活習慣や運動不足などが挙げられます。全世代を通じて肥満の割合が高く、若い世代からメタボ該当者の割合が高いことから、腎不全や糖尿病・高血圧性疾患の割合も高くなっており、脳梗塞や心疾患等の循環器疾患で要介護となる人が多く、医療費にも影響しています。

そのため、健康寿命日本一を目指し、生活習慣の改善には、市民一人一人の主体的な取組が重要であるため、その動機づけとして「健幸ぽいんと事業」を継続して取り組んでまいります。

働き盛り以上の世代には、ニーズの高いウォーキングや筋トレ、ヨガ、ストレッチ等のエクササイズ教室に加え、親子で気軽に参加できるスポーツ教室などを健康・栄養指導と合わせて実施することで、運動をする楽しさと運動習慣を身に付けることの大切を伝え、定着につなげてまいります。

生活習慣病の早期発見・早期治療への対策としましては、検診等の受診率向上と業務の効率化を図るため、デジタル技術の活用に加え、検診等の必要性をわかりやすく伝えるための情報提供を行うとともに、健康推進員や保育園・学校等との協働により、全市民に向けた啓発のみならず、対象者個人への個別受診勧奨・再勧奨を推進してまいります。

また、国の予防プログラム等に基づき、腎疾患や糖尿病、高血圧の重症化予防の支援に取り組むとともに、民間入浴施設の持続可能な経営を実現し、連携と活用を図るためにも、公共入浴施設を一つに集約し、健康づくりの拠点として市民の健康と生きがいづくりに取り組んでまいります。

(3) 医療・介護・福祉を守る島

①支え合いの地域づくり

日本全体が超高齢化社会に向かう中、課題先進地と言える本市の高齢化率やひとり暮らしの高齢者の数は増加しています。高齢者に限らず、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けるためには、地域と関係機関が一体となった支援体制の構築がますます重要となるため、地域に根ざした福祉活動を行う佐渡市社会福祉協議会との連携、協働により包括的支援体制の整備に努めてまいります。

また、地域の支え合い活動の拠点として常設の居場所を佐和田地区に開設していますが、高齢者のみならず、誰もがいつでも立ち寄り、くつろげ、互いに尊重されるような居心地の良い空間を目指して運営してまいります。移動販売車の運行では、地域の居場所づくりにも広がりがみられていることから、引き続き地域内での交流や支え合いの仕組みづくりを推進してまいります。

障がい福祉においては、障がいの有無にかかわらず、地域で本人らしい生活を送ることができるよう日常生活に係る支援や就労の促進、社会参加や居場所づくりなど、障がいの特性等に合わせた適切な支援に取り組んでまいります。

②人材確保と医療・介護・福祉が連携した地域づくり

昨年に倒産や休廃業・解散した国内の医療機関は700件を超え、平成12年以降最多であり、新型コロナウイルスの流行に伴う受診行動の変化や物価高騰などによる収入減のほか、経営者の高齢化などが影響し、今後も増加傾向が続くとみられています。

新潟県内においても、県立病院と佐渡総合病院を含むJA県厚生連病院の経営が危機的な状況にあります。

そのため、佐渡地域医療構想の実現に向けて、国や県に対し、継続した技術的、財政的な支援を要望してまいります。市内で唯一の中核病院として位置づけられている佐渡総合病院に対しては、厚生連病院が地域医療の基幹的役割を担う県内6市で協調した緊急支援と訪問看護などの新たな特別交付税措置を活用し、医療提供体制の確保に向けた支援を拡充するとともに、南佐渡地域医療センターを南佐渡の医療拠点として継続支援してまいります。

一方、病院経営にも影響を与える日本の医療従事者不足は、国際的にみても厳しく、医師不足は地域による偏りが生じており、都市部と地方の格差が広がっています。また、看護師不足は、本年に6万人を超える需給ギャップが生じると予測されており、市内の医療従事者の確保は厳しさを増しています。

医師確保に関しては、新潟県と連携した医学部地域枠の奨学金制度を継続し、看護師確保では、キャリア教育や島外から島内での就業を目指す学生を支援する取組として、「住む」と「働く」の政策パッケージを通じて奨学資金貸与制度等の情報発信と受け入れに注力してまいります。

また、佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会を主体として「病床機能再編支援給付金」を活用し、持続可能な医療提供体制のための人材確保やスキルアップを図るとともに、多様な機関との連携体制を強化してまいります。さらに、デジタル技術を活用した医療・介護の情報一元化による業務効率化や高齢者医療の連携体制の構築などにより、介護・福祉で医療を支える仕組みづくりを進めてまいります。

2 人が賑わう元気な島

(1) 豊かな自然と歴史・文化が薫る島

①世界遺産登録を活かしたおもてなしの充実による地域づくり

「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録も後押しし、令和6年の入込客数は前年の年間数値を上回りましたが、コロナ禍前の令和元年との比較では、年間合計で95%までの回復に留まっています。観光目的が上昇している一方で、ビジネス・帰省はともに逡巡している状況にあります。

また、旅行業界のオンシーズンである7月から9月と比較した場合、早春や晩秋、特に平日の入り込みが少ないため、その対策が急がれます。さらには、令和6年の訪日外国人旅行者数は年間で3,600万人を超え、過去最多となっていることから見れば、当市へのインバウンド需要への対策がますます重要になってきます。

世界遺産登録から2年目となる令和7年度は、国内外の多くの方に佐渡を発信する、特に重要な年となります。年間観光入込客数60万人を目指し、交通事業者等と連携をしながら、鬼太鼓や能、伝統工芸、神社仏閣など、世界遺産を核とした佐渡独自の歴史的・文化的価値の積極的な情報発信を行い、国内外における認知度の向上を図ります。本物を体験できる付加価値の高いコンテンツを造成することで、満足度の向上、長期滞在やリピーターの増加を図り、早春や晩秋、平日における旅行需要の高位平準化を目指します。

また、世界遺産登録の効果を一過性のものとしないうちに、新潟県との連携による世界遺産プロモーションやその一環として大阪・関西万博への参加、佐渡から江戸への「金の道」関連地域や県内他市町村との多様な連携、交流などを通じて、歴史文化の継承と交流人口の拡大が新潟県全体に波及するよう、取り組んでまいります。

インバウンド需要に対しては、これまでも多くの旅行者にお越しいただいている台湾をはじめ、滞在期間が長く、消費額も大きい欧米豪へのプロモーションの強化を図るとともに、新潟市をはじめとした対岸都市等と連携した周遊滞在型観光を推進してまいります。

また、佐渡無名異焼の伝統的工芸品の指定、日本の「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産の登録などを契機に、世界遺産の島佐渡からフランスをはじめ、国内外へ歴史、文化等を積極的に発信し、文化を支える産業の育成を図ります。

②歴史・文化・スポーツや四季を通じて交流で賑わう地域づくり

世界文化遺産として登録された「佐渡島の金山」には、関連する文化財の多くが国の文化財に指定・選定されています。

これらの文化財は、経年劣化や損傷から守るための対策だけでなく、その価値を正しく伝えるために情報を発信し続けることが重要です。そして、文化財の保存や歴史文化の継承を進めるためには、観光地域として持続可能な仕組みが必要となります。

そのため、世界文化遺産の構成資産をはじめ、相川、西三川地区の重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区の宿根木や小木町などの保存・保全の取組に加え、歴史的・文化的価値の更なる見える化を進めてまいります。また、ジオパークに代表される雄大な自然の中でのマリンスポーツ、サイクリングなどのアクティビティに、分散型ホテルなどの宿泊施設と佐渡の豊かな食事を組み合わせた魅力づくりを行うことにより、長期滞在を促し、リピートにもつながるような地域づくりに取り組んでまいります。

持続可能な観光地域の実現に向けては、大都市圏を訪れているインバウンドを含む富裕層等を取り込むために、上質かつ満足度の高い体験、宿泊施設や移動手段などが提供できるよう、新潟県全体で四季を通じて賑わう佐渡、新潟の魅力化と高付加価値化を図り、クルーズ船の誘致も含め、旅行者受け入れのための地域づくりに取り組んでまいります。

また、日中韓のトキ自治体サミットや大阪・関西万博への出展、アースセレブレーションなどの機会を通じて、国際的な情報発信と交流を進めてまいります。

（２）元気な経済と多様な人が活躍する島

①労働力確保と移住・定住・交流人口の拡大に向けた地域づくり

国の推計によれば、15歳から64歳までの生産年齢人口は、40年後の2065年には、2020年と比較して2,900万人減少し、約4,500万人となる見通しです。

また、ある研究所の調査では、5年後の2030年には7,073万人の労働需要に対し、644万人の人手不足が予測されています。

特に佐渡市においては、人口減少や少子高齢化が全国のスピードよりも早く進んでいることから、雇用の確保が厳しさを増しています。

そのため、昨年立ち上げた官民連携による協議会を強化し、「オール佐渡」で、住む・働く・暮らすを

パッケージとした取組を推進し、若者、女性、外国人等の多様な人材が島内で活躍できる仕組みづくりに加え、保育園や小中学校、高校への島外からの受け入れ態勢を強化するとともに、地元中高校生との交流や二拠点居住の推進などにより、最重要課題である労働力の確保に全力で取り組んでまいります。

その労働力確保における課題の一つに、市内企業が求人情報をインターネットに掲載していないため、求職者が情報を見つけられず、雇用につながりにくいという問題があります。

この解決策の一つとして、「さどマッチボックス」と、新たに開設したUIターン・地元就職応援サイト「COMPASS」の活用を推進し、求職者と企業を効率良くつなげ、就業機会の最大化を図ることで、若者をはじめ、誰もが柔軟に働ける環境づくりと情報発信力の強化に取り組んでまいります。

また、「住む」拠点の拡大を図るため、市営住宅やお試し住宅のフル活用を図るとともに、島留学等の地域と連携した住居確保に対する支援を強化するなど、空き家の利活用も進めてまいります。

併せて、大学生が長期滞在できる施設を金井地区に整備し、地域コミュニティへの参画や研究、学びの場としての活用を進め、多くの若者で賑わう島づくりを目指します。

農業においては、第6期となる中山間地域等直接支払交付金等を戦略的に活用し、集落との話し合いをきめ細やかに進め、協定間の連携による労働力等を補完しあう体制やスマート農業技術を活用するなど、多様な担い手が農業に関わる社会づくりに取り組んでまいります。

農業者の所得を確保し、担い手を育成するためにも、農畜産物の販売力の強化と高付加価値化が必要であるため、世界遺産の島としての認知度向上を追い風として、全国の米穀店や百貨店、インターネット販売に加え、ふるさと納税での販売などにより、本物の佐渡産を消費者にお届けし、喜んでいただくとともに、販売先の多様化による生産者の所得向上を進めてまいります。

水産業においては、人材不足となっている漁業と他の産業の組み合わせにより、所得の確保ができる就業モデルを拡充し、移住者と集落をサポートしながら地域の担い手確保と育成を図り、定住の選択肢を増やしてまいります。

また、世界遺産登録を契機に、多くのお客様が佐渡にご来訪されることは、島の特性である少量多品目を活かした食の提供にとって大きな好機となります。季節ごとの最高の佐渡産食材を観光業や飲食店と連携して提供し、佐渡ファンを取り込み、農林水産業の所得向上と多様な販売先の確保につなげてまいります。

②脱炭素と循環経済の両立に向けた地域づくり

生物多様性の損失と気候変動の二つの世界的な課題は、両面から相互に影響しあう関係で、一体的に取り組む必要があると言われてしています。本市では、生きものを育む農法と農薬等の削減により、トキの餌場確保と生物多様性の保全を目的とした米づくり「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の導入により、佐渡産米の評価が向上し、認証制度発足後18年間にわたり佐渡米の全量販売が継続しています。

一方、気候変動の面では、国の脱炭素先行地域に選定されていますが、この脱炭素社会を目指す取組は、再生可能エネルギーの導入による温室効果ガスの削減や防災力の向上のみならず、燃料費の島内循環、産業や雇用の創出など「経済の活性化」にもつながります。併せて移住者や観光客の増加による「地域の活性化」、トキブランドを柱とするエコアイランドとしての「環境ブランド」などの相乗効果は、本市の持続可能な島づくりを進めるうえでも重要な取組となります。

そのため、環境と経済の両立に向けて、認証制度による生きものを育む農業を推進しながら、高所得型の水稲生産モデルとして無農薬無化学肥料栽培の機械化等による徹底したコストの低減化を確立し、オーガニック給食の提供拡大や新たな販路を確保してまいります。これらの取組により、環境ブランドの向上が高付加価値化につながり、農業者の所得向上を実現するための好循環の仕組みづくりに挑戦してまいります。

ふるさと納税においては、商品ページの再編と新規商品の拡充、返礼品のブラッシュアップを図りながら、朱鷺と暮らす郷認証米をはじめとした米を返礼品の柱に据え、寄附額20億円の早期達成を目指して取り組んでまいります。

森林の環境整備においては、市有林における森林整備や佐渡産材の建築・建具、ペレット等への積極利用を促進し、森林や木材の炭素貯蔵・吸収効果の発揮を図ります。特に官民連携して木質バイオマスの活用と森林の計画的な再生を行うことで、カーボンニュートラルの推進と島外流出していたエネルギーコストが島内で循環することによる経済の活性化にも取り組んでまいります。

また、国の脱炭素先行地域の交付金を活用して整備が完了した主要防災拠点16施設は、令和7年度から自然エネルギーを主力電源とした運用が順次開始となります。佐渡で生産したエネルギーが施設を動かし、エネルギーの島内循環の仕組みが構築されることで、島外へ出ていた資金が島内に留まる循環型環境経済の一部が実現することになります。

令和7年度は、避難場所指定されている小学校等8施設にP P Aモデルによる太陽光発電設備や蓄電池、エネルギーマネジメントシステムを導入するほか、引き続き、家庭や事業所でのクリーンエネルギーや省エネ家電等の導入を支援するとともに、公共施設のL E D化を推進してまいります。

お わ り に

令和7年度は、好機を生かし、課題解決に向けた第一歩を踏み出す年度となります。佐渡の美しい自然と豊かな文化を守り活用しながら、持続可能な島づくりに全力で取り組んでまいります。私たちが直面する課題は決して簡単なものではありませんが、市民一人一人の力と地域に根ざした強い絆を信じ、共に力を合わせて、一步一步確実に前進してまいります。離島ならではの困難を乗り越え、次の世代に誇れる佐渡市を築き上げるために、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、曾我ミヨシさんの帰国と拉致問題の解決に向けて、被害者やそのご家族が年齢を重ねる中で、一日も早い帰国と問題解決を実現するため、国や県と連携し、佐渡市としてもこの重大な課題に真摯に向き合い、最大限の努力を惜しまず取り組んでまいります。

さらに、地域社会の発展に向け、次世代を担う子どもたちが自信と誇りを持って成長できる環境を整え、地域の文化や資源を活かした学びの機会を提供することにも注力してまいります。教育は地域の未来を支える礎であり、子どもたち一人ひとりの可能性を引き出し、地域全体がその成長を支える社会づくりを進めてまいります。

最後に、議員各位並びに市民の皆様に、今後とも変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げ、令和7年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（金田淳一君） 以上で施政方針演説を終了いたします。

日程第6 教育行政方針演説

○議長（金田淳一君） 日程第6、教育行政方針演説を行います。

教育長から教育行政方針演説の申出がありますので、これを許します。

香遠教育長。

〔教育長 香遠正浩君登壇〕

○教育長（香遠正浩君）

は じ め に

令和7年第2回佐渡市議会定例会の開会に当たり、佐渡市教育委員会所管にかかる教育行政方針について申し述べさせていただきます。

関係各位並びに皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

少子化・人口減少や高齢化、グローバル化やデジタル化の進展など、社会の変化は加速度を増しています。佐渡市では、特に少子化傾向が顕著であり、子ども同士による人間性を育み高め合う機会や学び合う機会が少なくなってきました。今求められる学びの姿としては、探究的な学習や体験活動等を通じ、他者の多様な考えや意見に触れながら合意形成を図ったり、新たな価値を創造したりする協働的な学びが重要です。このことから、豊かな人間性や社会性を育成する大事な小・中学生の時期に、集団での学習活動等にしっかりと取り組める教育環境の充実を図ります。そのために、佐渡市小学校・中学校再編統合計画による再編統合を着実に進めるとともに、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、学校と家庭・地域が相互に連携・協働し、社会が一体となって子どもたちを育てていく必要があります。

学力の面では、子どもたちが学ぶことの意義を実感して主体的に学びに向かうことが大切であり、各学校における授業改善に向けた取組を支援してきたところです。学習意欲の更なる向上のためには、ICTの利点を最大限に生かし、子ども一人一人の特性や学習進度、興味・関心等に応じた個別最適な学びを一層推進するとともに、大学や各種教育機関との連携を深めていく必要があります。また、急速に変化し、予測困難な社会において、答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われています。目の前の事象から課題を見だし、主体的に考え、対話や協働を通じて納得解や最適解を生み出すなど、よりよく生きていくために必要な資質・能力を育てていけるよう取り組んでいきます。

安全・安心な学びの環境づくりにおいては、全国的に不登校児童・生徒数が増加している中、佐渡市では1人1台端末を活用した「心の健康チェックアンケート」を行い早期発見に努めるとともに、関係部署や機関と連携して相談業務や必要な指導を行っています。今後とも一人一人の心の居場所づくりを支援し、寄り添った指導を行っていきます。

豊かで健やかな心身を育てていくために、令和5年度からスタートした「佐渡市地域クラブ活動」の一層の推進をはじめ、離島である本市で生まれ育つ子どもたちが、佐渡だからこそできる充実した様々な体験や経験を積み重ね、自分のよさや可能性を認識できる機会の充実を図っていきます。

また、子どもから高齢者までの様々な世代の市民が、生涯にわたって意欲的に学び続けられるように、世界文化遺産をはじめとする多様な歴史・文化・自然について学べる学習機会の充実を関係部署等と連携して取り組んでいきます。

それでは、令和7年度の教育行政施策につきまして、佐渡市教育振興基本計画の6つの基本目標ごとに

その概要をご説明いたします。

基本目標１ 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進

確かな学力の育成については、指導主事を核とした学校支援訪問により、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けた指導・助言や各種研修を着実に進めるとともに、学校運営全般や学級づくりに向けた支援と生徒指導上の諸問題等の解決のための伴走支援を、年間を通して計画的に実施していきます。更に、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置により、教員の業務負担の軽減を図り、児童・生徒と向き合い接する時間や授業研究のための時間を十分に確保し、きめ細やかな指導につなげていきます。

また、昨年度より全ての小・中学校に導入したＡＩドリルや授業支援ソフトの効果的な活用を進めるとともに、令和７年度に更新時期を迎える１人１台端末について、学校現場の声や学校間での学びの連続性等を踏まえて、より使いやすく効果的な学習のためのツールとするため、機器の更新を確実に実施するとともに、体育館等のＷｉ－Ｆｉ環境の整備を進めていきます。

併せて、大学生とオンラインでつながり、学習支援や進路等の悩みを共有できる「地域未来塾」の取組を拡充することで、学校の授業以外でも学習できる機会の充実を図っていきます。更に、特別支援教育についても、幼児及び児童・生徒の教育的ニーズを把握するとともに、個別の教育支援計画等を活用しながら、一人一人の自立と社会参加を目指した教育を推進します。

また、「幼保小の架け橋期のカリキュラム」に基づき、交流活動や職員同士の相互理解を図り、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を進めるなど、適切かつ必要な就学・指導の支援体制の充実を図ります。

心身を育む教育としては、令和６年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、佐渡市の児童・生徒は総合的には新潟県の平均以上でしたが、柔軟性などやや弱い部分がありました。生活習慣においては、朝食欠食の割合が高く、ゲームやスマートフォンなどの視聴時間が増加傾向にあります。これら結果も踏まえつつ、各学校の課題を明らかにした上で「１学校１取組」を実施します。また、令和５年度から始まった「佐渡市地域クラブ活動」の推進により、学校部活動にはない多種多様な魅力ある種目を取り入れ、質の高い豊かな活動機会を確保するとともに、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむためのきっかけづくりを行います。更には、子どもたちが読書活動により、知識や情報を得ながら豊かな情操や想像力、思考力などを育めるよう学校図書の実施を図るとともに、読み聞かせやブックスタート等の事業に取り組みます。

道徳教育においては、引き続き国の事業等も活用して「考え、議論する道徳」に向けた実践研究を進め、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育むとともに、いじめ見逃しゼロを目指します。また、佐渡人権展への参加による人権意識の育成や平和教育にも取り組みます。

基本目標２ 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進

佐渡市では、キャリア教育を通して、「豊かな人生と佐渡の未来を切り拓く人」の育成を目指します。その実現のため、佐渡の歴史・文化・自然への理解を深める「佐渡学」を中核とした郷土学習を推進するとともに、世界文化遺産である「佐渡島の金山」や佐渡おけさ、朱鷺やジオパークなど、博物館や佐渡ジオパーク推進協議会等をはじめとする関係部署・機関と連携し、これまで培ってきた専門員による出前授業や「ジュニア学芸員養成講座」、「ジオクラブ」等の学校と連携した取組を継続し、佐渡ならではの豊かな

な体験活動を支援します。

また、島内の各事業所の課題解決に向けて考え、行動する「課題解決型職場体験活動」では、受入先となる事業所や公的機関の拡大と探究的な学習としての質の向上に取り組むとともに、高校生や地域の大人との「対話の場」を創出し、自己の在り方や生き方を考える機会の充実を図っていきます。

更に、幼児期終期から高等学校までのキャリア教育で得た学びや思いなどを記録し、キャリア・パスポートとして学校間で引き継ぐことで、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして自己評価を行うとともに自己実現につなげていきます。

併せて、郷土愛を醸成する上では、外国の人々や文化に関心をもつことも重要であることから、外国語指導助手（ALT）やスポーツ国際交流員（SEA）の効果的な活用を進め、学校内外の様々な場において、外国語でコミュニケーションをとる機会の充実やスポーツを通じた国際理解を促進し、異文化を尊重して国際社会を生きるために必要な資質・能力の育成を図ります。

基本目標３ 安全・安心な学校づくり

安心して学べる学校づくりとしては、各学校において、学習や生活の基盤となる学級づくりを大切にするとともに、自己肯定感を育むための取組を実施し、学校が楽しいと思える児童・生徒が増えるように研修内容の充実や指導・助言等に努めます。また、「佐渡市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、即時対応に努めます。心の教室相談員、不登校訪問指導員の配置をはじめ、あすなろ教室の運営や相談対応など、児童・生徒が抱える個々の悩みや困り感に寄り添った支援を行うとともに、臨床心理士による相談支援をはじめ、１人１台端末を活用したアプリによる日頃の健康観察や定期的な「心の健康チェックアンケート」の実施、空き教室を活用した子ども一人一人の居場所づくりを推進し、いじめ防止や不登校の対応に取り組みます。

児童・生徒の通学支援については、遠距離通学の児童・生徒に対するスクールバスの運行や通学定期券及び通学費補助金の交付により経済的負担を軽減するとともに、要保護及び準要保護児童・生徒の保護者へは就学費用の一部を援助します。更に、高校や大学等への修学の支援では、奨学金の貸与等を通じて教育の機会均等を図り、意欲ある青少年の自己実現を応援します。

学校給食では、無農薬無化学肥料米等の佐渡産食材を取り入れ、食への感謝や望ましい食習慣等、成長段階に応じた食育に取り組むとともに、食物アレルギー対応や異物混入防止に取り組み、安全安心な給食を提供します。学校給食費については、物価高騰分を市が補填することにより、保護者負担の軽減を図りつつ、栄養バランスの取れた質の高い給食の提供に努めます。

通学路は、通学路交通安全プログラムにのっとり、新潟県佐渡地域振興局、佐渡警察署、佐渡市建設課と連携して合同点検を実施し、優先度を勘案しながら修繕等を進めるとともに、スクールガードリーダーの配置をはじめ、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりを進めます。

また、各学校では、警察や消防、防災士などの地域の専門家を活用した防災教育、佐渡ジオパーク推進協議会と連携した自然災害に関する防災教室等を推進し、災害に対する正しい知識や身を守る方法、地震などの災害メカニズムへの理解を深めていきます。

学校の再編統合については、義務教育の果たすべき役割を踏まえ、児童・生徒の教育条件の改善のために、佐渡市小学校・中学校再編統合計画に基づいて、学校再編統合協議会における統合協議を丁寧かつ慎

重に進めていきます。統合にあたっての期待や要望、不安といった児童・生徒本人や保護者の声を聴きながら、個別の課題等に丁寧に向き合い、よりよい教育環境の実現を目指していきます。

併せて、児童・生徒の学校生活がより安全なものとなるように、佐渡市学校施設長寿命化計画に基づく整備等を進めて環境整備に努めます。

基本目標 4 高等教育・研究機関等との連携の強化

大学や研究機関との連携では、教員の指導力向上を目指すため、新潟大学教職大学院と連携した教職員向けの講座の実施をはじめ、総合教育センターの研修講座において、各種教育の専門家の招聘や大学附属学校の研修会等へ教員を派遣するとともに、教員が得た情報は島内で共有し、教員同士の研鑽を重ねていきます。

また、大学連携による学習支援として、小・中学校へ大学関係者や学生等を招聘したり、オンラインを活用して交流したりする教育活動を広げます。更には、連携協定を締結している新潟大学人文学部と協力・連携して「佐渡学セミナー」や「シンポジウム」を実施し、市民が佐渡を深く学ぶ機会の充実を図ります。

基本目標 5 一人一人が学び続ける学習環境づくり

市民一人一人が趣味や教養を高めて自己を充実するために公民館を核とした生涯学習を推進します。子どもや子育て世代に向けては、親子で学び合うことを目的とした親子参加型の教室や「子どもキャンプ」などの野外体験教室を行い、子どもたちの生きる力を育んでいきます。

中高年世代に向けては、趣味などの興味・関心に目を向け、充実した人生の一助となる公民館講座の開設に取り組むとともに、この年代は、運動の機会が少ない傾向にあることから、ウォーキングやヨガ、ストレッチなど、取り組みやすい各種教室を開催し、運動に親しむとともに健康づくりの機会を創出します。その他、学びや仲間づくりなどの観点から、様々な教室や講座、講演会を開催し、市民の学習機会の充実を図ることにより、心豊かな生活を送るための支援を行います。

特に高齢者は、自宅から遠方に出向くことが難しくなる傾向にありますので、ライブ配信システムを整備することにより、各地区公民館等において遠隔地で行われる講演会や学習会に参加できるよう環境を整備していきます。また、参加すると佐渡産品等と交換できるポイントがもらえる「健幸ぽいんと事業」を継続して実施し、高齢者にはポイントが多くもらえるなどのインセンティブを付与することにより、積極的な参加を促します。更には、社会教育施設の利用料金及び受講料の無償化、ラジオ体操普及啓発事業などの取組により、高齢者の活動を多方面から支援していきます。

また、図書館は地域の学びの拠点として、市民が読書に親しみ、それぞれのライフステージにおいて学習できるよう、図書の充実やレファレンスサービスの向上に努めるとともに、学校図書館、ボランティア団体等と連携するなど、市民との協働による図書館運営を推進します。特に令和7年度は、さわた図書館の機能移転を完了させ、親子で読書に親しめる環境や子どもたちの学習環境の充実を図ります。

このほか、各公民館・図書館については、Wi-Fi等の学習環境の整備を進めるとともに、図書館では、音声図書の活用による高齢者や障がい者の読書活動の支援に努めます。

基本目標 6 家庭・地域の教育力の充実

子どもの健やかな成長を支援するためには、学校はもとより、家庭や地域の協力が必要不可欠です。学

校では、学校運営協議会において、地域と学校が目標や課題を共有し、連携・協働のもと、子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組みます。教育委員会では、協議会での熟議の充実を図るための研修や訪問支援をはじめ、CSポートフォリオの導入等を着実に進めていきます。地域の方や保護者による登校時の見守りをはじめ、「放課後子ども教室」や地域との合同運動会・文化祭、合同防災訓練など、地域の特色や課題等に応じた活動の充実を図っていきます。

また、子どもの家庭における学習時間の確保、学習習慣の確立は喫緊の課題です。学校と家庭が連携し、特に1人1台端末を活用したAIドリル等のデジタル教材の有効活用、大学生等を活用した「地域未来塾」の取組を更に進め、学校や授業以外での学ぶ機会の充実を図っていきます。

お わ り に

深刻さを増す少子化や高齢化、混迷を増す世界情勢、気候変動に伴う自然災害や生成AI等のデジタル技術の発展など、社会や経済の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まっています。

これからを担う子どもたちは、激しい変化が止まることのない時代を生きることになります。そのような中で、学校や家庭、地域と連携を図りながら、新たな時代を生きるために必要な力を確かに育成していくことが私たちの責務と考えています。教育への意識を高くもち、豊かな人間性と創造性の育成を目指して、きめ細かな指導を行っていきます。

また、情報化の進展や価値観の多様化に伴い、市民からの学習要望が多種多様になっていますので、多くの市民が生涯にわたって学び続け、活躍できる教育環境の実現に向けて取り組んでいきます。

そして、佐渡市教育振興基本計画の基本理念にあります「豊かな人生と佐渡の未来を切り拓く人の育成」のもと、一人一人の自己実現を目指した教育を力強く推進し、全ての人が、それぞれの分野で成長し、豊かに生き生きと輝き続けていくための力を育んでいくために、佐渡市教育振興基本計画に掲げる6つの基本目標を中心とする施策を着実に進めていきます。

本市の教育の充実・発展のため、各取組に対する議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。令和7年度の教育行政方針といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で教育行政方針演説を終了いたします。

ここで10分間休憩といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

日程第7 議案第2号から議案第54号まで

○議長（金田淳一君） 日程第7、議案第2号から議案第54号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第2号 佐渡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年の新潟県人事委員会勧告に準じ、給料表の改定や扶養手当の見直しなどの所要の措置を講じるため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号 佐渡市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の制定について。本案は、令和6年の新潟県人事委員会勧告において寒冷地手当の支給地域が改定され、新たに本市が支給対象となるため、条例を制定するものでございます。

議案第4号及び第5号は、一括して御説明をいたします。議案第4号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上の2議案は、令和6年に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備など、所要の措置を講じるために条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるなど、所要の措置を講じるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号及び第8号は、一括して御説明をいたします。議案第7号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上の2議案は、令和6年の新潟県人事委員会勧告により一般職に寒冷地手当が支給されることとなったため、一般職に準じて市長、副市長及び教育長を支給対象とするほか、期末手当の支給月数を3.2月に引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市特別職報酬等審議会の答申を参考に市議会議員の期末手当の支給月数を3.2月に引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号 佐渡市大学等の交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、大学などの交流拠点施設を設置し、本市を訪れる大学生などの宿泊を支援することで地域づくり活動などの促進及び関係交流人口の拡大を図るため、条例を制定するものでございます。

議案第11号 佐渡市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について。本案は、土地の価格が安定している現在では基金で用地を先行取得する必要性が薄れており、今後新たに土地を購入する予定がないため、条例を廃止するものでございます。

議案第12号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和7年4月から赤泊学校給食センターを廃止し、南佐渡学校給食センターに統合するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、赤泊中学校が閉校になることに伴い、同施設の体育館を令和7年4月から赤泊体育館として活用するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、消防団員の処遇を改善するほか、団員の定員を現在の団員数を考慮した人数に改めるた

め、条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号 佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、児童手当制度において所得制限の撤廃や児童の算定対象年齢などの見直しが行われたことに合わせて所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号 佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などの改正に伴い、家庭的保育事業等の運営に関する所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、施設の人員配置基準に関する所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第18号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市介護老人保健施設すこやか両津を旧介護老人保健施設さどに一時的に移転して運営するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第19号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和7年5月からの佐渡市両津病院の新築、移転に伴い、所在地など所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第20号 佐渡市母子健康センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市母子健康センターの機能を集約するため、条例を廃止するものでございます。

議案第21号 佐渡市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津病院の移転に伴い、両津保健センターにおける実施業務を両津支所内へ移行するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号及び第23号は、一括して御説明をいたします。議案第22号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上の2議案は、入浴の利用料金について、近年の物価及び人件費の高騰を踏まえ、施設の維持管理に係る経費との収支バランスの是正を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第24号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和6年度まで指定管理者制度を活用して施設の運営を行っていた赤泊自然休養村管理センターを令和7年度から市の直営に移行するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第25号 佐渡市世界遺産推進基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、「佐渡島の金山」の世界文化遺産への登録が決定したことにより、基金の設置目的を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第26号 佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、建設業法施行令の改正に伴い、同政令を引用する箇所を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第27号 佐渡市辺地総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画を変更するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。変更の理由は、公共的施設の整備計画における事業費の増額に伴う辺地対策事業債の予定額の増額によるものでございます。

議案第28号 佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の策定について。本案は、現行の佐渡市辺地総合整備計画の期間終了に伴い、新たに令和7年度から令和9年度までの佐渡市辺地総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第29号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について。本案は、本市の事務のうち郵便局が行う事務の範囲にマイナンバーカードの更新などを追加し、その事務を取り扱う郵便局として鷺崎郵便局、姫津郵便局、水津郵便局、多田郵便局を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号 市道路線の廃止及び認定について。本案は、主要地方道佐渡一周線の道路区域の変更などに伴い、市道路線を廃止及び認定する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第31号 佐渡クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結について。本案は、佐渡クリーンセンター基幹的設備改良工事について、令和6年12月18日に随意契約した相手方と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第32号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2億8,323万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、国の総合経済対策に伴う事業の経費の計上及び道路除雪事業の経費を増額計上するほか、事業の確定及び年度内所要見込額の算定に基づく減額などを計上し、歳入では地方交付税を増額計上し、国・県支出金、市債、繰入金などを減額計上するものでございます。

議案第33号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1億3,693万5,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、実績見込みに基づく保険給付費及び前年度保険給付費等交付金の償還金を増額計上し、歳入では県支出金及び保険基盤安定負担金などの一般会計繰入金を増額計上するものでございます。

議案第34号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ865万3,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金及び総務費の減額を計上し、歳入では歳出の減額に伴い、一般会計繰入金の減額を計上するものでございます。

議案第35号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ2億5,494万1,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、総務費及び保険給付費の減額と基金積立金の増額を計上し、歳入では介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び繰入金の減額と県支出金、財産収入の増額を計上するものでございます。

議案第36号 令和6年度佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ280万円を追加するものでございます。補正内容は、実績見込みに基づく発電売電料収入などを計上するものでございます。

議案第37号 令和6年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出

からそれぞれ2,637万1,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、一般管理費及び介護サービス費の減額を計上し、歳入ではサービス収入の減額、財産収入及び一般会計繰入金の増額を計上するものでございます。

議案第38号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ1億4,496万3,000円を減額するものでございます。主な補正内容は、一般管理費及び介護サービス費の減額を計上し、歳入ではサービス収入の減額及び一般会計繰入金の増額を計上するものでございます。また、すこやか両津の独立インフラ設備整備について、事業実施の見直しに伴う継続費の年割額の変更により、整備に要する経費を減額するものでございます。

議案第39号 令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を1億337万6,000円減額し、支出を2,848万5,000円減額するものでございます。また、資本的収支について、収入を3,000円減額し、支出を8万3,000円増額するものでございます。主な補正内容は、患者数の見込みの修正などに伴い収支を減額するほか、一般会計繰入金の減額を計上するものでございます。

議案第40号 令和6年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を4,229万1,000円、支出を4,596万3,000円それぞれ減額するものでございます。また、資本的収支について、収入を6,510万6,000円、支出を2,688万4,000円それぞれ減額するものでございます。主な補正内容は、収益的収支では給水収益及び委託料の減額を計上し、資本的収支では工事負担金及び施設改良費の減額を計上するものでございます。

議案第41号 令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を556万6,000円、支出を2,389万4,000円それぞれ増額するものでございます。また、資本的収支について、収入を6,881万1,000円、支出を3,832万6,000円それぞれ減額するものでございます。主な補正内容は、使用料収入及び災害復旧事業費などを減額するほか、資産減耗費の増額などを計上するものでございます。

議案第42号 令和7年度佐渡市一般会計予算について。令和7年度予算は、原油価格、物価高騰から市民の暮らしを守る当面の対策や「豊かで住み続けられる持続可能な島」の実現に向けて、「安心して暮らし続ける島」と「人が賑わう元気な島」、この2本の未来像に向けた施策に集中的に取り組む一方で、地域医療の提供体制やライフラインを維持しつつ、持続可能な財政基盤を維持していけるよう、民間の積極的な活用やデジタル化により業務の効率化と組織のスリム化を徹底的に進め、プライマリーバランスゼロを目指した行財政運営の変革に取り組む予算として編成したものでございます。予算総額は、能登半島地震の復旧事業終了に伴い災害復旧事業費が減少したことなどにより467億5,000万円となり、前年度と比べ12億5,000万円、2.6%の減となりました。歳入では、市債などの減額を見込むほか、財政調整基金残高を確保するための繰入額の縮減を図り、歳出では持続可能な島の実現に向けた「市民と共に創る安全・安心な島」、「子どもから高齢者まで夢や希望が持てる島」など、5つの戦略を柱とした重点施策を予算計上したものでございます。

議案第43号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、適切な医療の提供を行うための保険給付費及び県に納付する国民健康保険事業費納付金並びに被保険者の健康の保持増進を図

るための保健事業費など所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億6,200万円とするものでございます。

議案第44号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と被保険者への適切な医療の提供などを行うため、保険料及び運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金など所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,651万4,000円とするものでございます。

議案第45号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、被保険者の状況、介護施設及び居宅サービスの利用者の動向を基に、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業に要する経費を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億8,058万8,000円とするものでございます。

議案第46号 令和7年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本予算案は、売電収入によって本市が管理する土地改良施設の維持管理費などに充当するための一般会計繰出金及び施設の将来にわたる管理運営経費などに係る所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,500万円とするものでございます。

議案第47号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、施設入所及び短期入所療養介護など介護サービスに必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,337万円とするものでございます。

議案第48号から第51号までは各財産区に関する議案ですので、一括して御説明をします。議案第48号 令和7年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第49号 令和7年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第50号 令和7年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第51号 令和7年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。以上の4議案は、各財産区において造林事業費、財産区管理会費など必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額を五十里財産区では19万円、二宮財産区では327万3,000円、新畑野財産区では345万6,000円、真野財産区では326万9,000円とするものでございます。

議案第52号 令和7年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について、収入の総額を15億7,328万円、支出の総額を20億8,907万7,000円とし、資本的収支について、収入の総額を1億6,773万4,000円、支出の総額を1億867万5,000円とするものでございます。主な内容としましては、地域医療確保のための病院事業の予算を計上するものでございます。

議案第53号 令和7年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について、収入、支出の総額をそれぞれ26億3,428万円とし、資本的収支について、収入の総額を11億548万3,000円、支出の総額を20億9,128万4,000円とするものでございます。主な内容としましては、国庫補助と水道事業債を活用した老朽管更新事業、配水管等敷設替事業及び施設増改良事業を計上したものでございます。

議案第54号 令和7年度佐渡市下水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について、収入、支出の総額をそれぞれ32億6,373万5,000円とし、資本的収支について、収入の総額を19億5,465万3,000円、支出の総額を26億945万8,000円とするものでございます。主な内容としましては、交付金及び下水道事業債を活用した汚水管渠工事、処理施設工事などの事業費を計上したものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） これより質疑に入ります。

議案第2号 佐渡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第2号についての質疑を終結いたします。

議案第3号 佐渡市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 先ほどの第2号との関連ももちろんあるのだろうとは思いますが、寒冷地手当の関係ですが、令和6年の人事委員会勧告は32年ぶりの大幅な引上げであったということで、寒冷地手当については月額11.3%の引上げを令和6年4月1日からやっている。支給地の改定に伴うものは令和7年4月1日だというふうになっているわけなのだけれども、具体的にはこれどういう関係になりますか。どういうふうになりますか。幾らぐらいになるのですか、総額で。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

寒冷地手当につきましては、気象庁のデータが更新された中で、指定の地域が改定をされております。佐渡市について、新たに今回追加となっております。新潟県内におきましては、佐渡市と三条市が新たに追加となっております。この寒冷地手当の支給分の総額の増額分につきましては、4,600万円を見込んでおります。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、11.3%の引上げの分の、令和6年4月の分は佐渡市は対象でなかったもので、今度は同じように11.3%が入るという理解でいいですね。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

佐渡市につきましては、令和7年度から新規というところがございますので、何%という上昇率とかそういういったものは関係ございません。新たに支給するものでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 先ほど提案理由の説明にもありましたが、改正育児・介護休業法が実質この4月からと10月に大きく改定をされて進むということによるものだというふうに思うのですが、これはプライマリーバランスだか組織のスリムだかも掲げている中でなかなか厳しいものが私あるのではないかと思うのですが、具体的にはこれ育児でいうとどの程度の人数を対象として、介護でいうとどの程度の人数を対象としているのですか。おまけに、総労働時間、残業とかもなくするとかみたいのもかなり入っていますよね。そういうことが本当にできるのかとちょっと疑問があるのだけれども、どうなっていますか。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

人数につきましては、具体的なものは今承知しておりません。実際に具体的な内容としましては、時間外勤務の免除の対象となる子供の範囲を3歳未満から小学校の就学前までに拡大するというような形で、実際にそういった休暇が取りやすい対応ということでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 厚生労働省のホームページを見ると動画が載っています。事業者向けと労働者向けというのがあって。それ大分いっぱいあるので、かなり見てきたのですが。大きく言うと、例えば介護でいうと、制度の変更もあるのだけれども、面談等の強化。具体的に言うと、いざ介護になる前から、例えば自分の、佐渡市で働いている職員に親が介護になる前から面談もやるあれもやる、育児も同じようにやるということと、トータルとしてこの改正育児・介護休業法が全面的に進められている。なおかつ、これ何でかということ、市長も冒頭ちらっと言いましたけれども、介護離職が進んでいる、育児離職もあるというような中で、これを抜本的にやらないと日本中大変なことになりますよということでやられるのだけれども、結果的に最近、対象年齢単純に引上げという問題ではなくて、その人の面談というものも含めてどういうふうに対応していくという、きめ細かなことをやりなさいという大きな改正法なのです。だから、そこをしっかりと押さえないと、さっき私が言ったように働き方改革の問題もあるし、市役所の組織のスリム化にも大きく影響してくる中身が私あるというふうに見ているのですが、そういう捉え方していないのですか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 御指摘のとおりだと思います。こういう制度ができたときに、私らは、その一人一人の面談というのも確かに大事かもしれませんが、やっぱりこの制度を職員がみんな理解して係内でこれが取れるような、そのような機運をしっかりとつくっていくということがこういう新たな制度ができたときは一番重要な点だというふうに思っています。そういう点で、今条例改正でございますが、これから特に介護離職等は今社会で大きな課題になっておりますし、育児の負担というのも当然課題になっているわけでございます。そういうものも含めながらいろいろ、どう職員が対応していけるか、そういうものはしっかりと係内含めて議論できるような体制をしっかりとつくってまいります。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 先ほど言ったように、厚生労働省のホームページには、事業者もやらなければならないことなもののだから、かなり丁寧に出ています。珍しく私かなり丁寧に見たものですから。今市長、単純に枠を増やすだけではなくて、介護休業、介護休暇、所定労働時間の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限などが入ってくるのです。そういうのをいざ介護や育児の対象になっただけでなくて、なる前から面談をして、トータルとして働いて人材をしっかり確保しろというのが人事院勧告でもあるのだけれども。というもののなので、その辺はしっかり、ただ単純に枠を増やせばいいという問題だけでなく、働き方改革として、今年度市長が言ったように組織もスリム化して効率化するということにしっかり結びつけないと私これうまくいかないと思うのですが、どうですか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 我々職員のその個人の状況も決して全てが分かっているわけではございません。例えば児童手当もらうとか、お父さん、お母さんが扶養になっているとか、そういうことであれば一定程度状況把握できるわけです。そういう点で、やはりこの制度をしっかりと説明をしながら、制度を取れるということと今御指摘のとおり相談ができるということも含めてしっかりと周知を図っていくというのがまず今の段階では第一弾取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結いたします。

議案第5号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第5号についての質疑を終結いたします。

議案第6号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 前定例会で討論もやったので聞いておきますが、会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当の支給の関係の条例改正というのは分かるのですが、そこで、先定例会でも私言いましたが、国の通知によりますと、適切な給与改定については職務に合ったのを毎年見直してやりなさいよということが言われています。そして、単に財政上の理由で時間短縮なんかやるのはやめなさいよというののもかなり厳しく言っています。そして、適切な勤務時間帯の設定では、さっき言ったようにフルタイムよりも短くしないみたいなようなこと。そういうものも含めて毎年度見直しをなさい、そして正規の職員が人事委員会勧告で給料が変わるときにも見直すようにしたほうがいいのではないですか、それは百歩譲って佐渡市はいつ見直すというのがこの前ないというものだから、それをちゃんとつくるべきだというふうに私は討論したつもりなのですが、その辺はトータルとしてどういうふうになっていますか。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

佐渡市としては、全体にトータルとして必ずこういったときには改定するというようなものはございませんけれども、他市の状況も踏まえながら、こういった勧告等に合わせまして必要な見直しは随時していきたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 会計年度任用職員のその運用については新しい制度であることが1つ。そして、もう一つは、やっぱり適切に運用されていないのがあるものだから、総務省の通知がかなり多く出ていますよね。そういう意味でいうと、総務部長の答弁だと佐渡市としては独自のルールは持ちませんが、他市がやったらやりますという言い方なのだけれども、そうではなくて佐渡市は佐渡市としてのしっかりした考え方を持って、例えば、さっきも言いましたが、人事委員会の勧告があったときではないけれども、その後の年度には必ず見直すとか、総務省はくどいほどこの間通知が出ているのですよ、働き方改革の一環としてね。それ市長、何かきちんとしたルールは持たなければならないのではないですか。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

会計年度任用職員の業務内容等もきちんと見直しながら、それに応じた形の中で今後対応していきたいと考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 次の議員のところにも関わってくるのですが、その特別職報酬等審議会の答申と違いますよね。これはどうしてこういうことになったのが1つ。

それともう一つは、この3.2月に引き上げるというのだけれども、その根拠と、上げた場合一体幾らになるのか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

特別職報酬等審議会の答申は1.6%と、報酬額の引上げというところでございでしたが、今回につきましては、その答申はございましたけれども、この後行政改革等に取り組むというところの中では本給のほ

うは上げないというところでございます。特別職報酬等審議会の答申の中にございました期末手当の率につきましては、上げることが望ましいというところの意見を踏まえまして3.2月にするというところでございます。それぞれ本市の場合ですと市長、教育長、それから議員の皆さんの支給月数が全然違ってまいります。それは、ほかのところではある程度勧告された中では同じような数字になっておりますので、これは教育長が一番率が高いものですから、0.05月という勧告に合わせまして、それに見合う形の中で3.2月というふうな改正をしたいというところでございます。金額にしますと、市長、副市長、教育長で約18万円、それから議員の皆さんで100万円ということで、全体で約120万円の増と見込んでおります。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 特別職報酬等審議会は、例えば類似団体とか似たようなところの市長や教育長、あるいは議員と見たらどうなのかという見方をするのは当たり前なのです。市の職員もあまり高くないし、市長も高くないのだけれども。だけれども、政策的にどういうふうにしてこの時期に今どうするかというのはこれは市長判断なのだけれども、これ手当を上げる、手当にしたというのはどういう意味なのか。さっき答弁なんかないよね。なぜ本給を上げなかったのか、月額は。期末手当にしたのか。というところ。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

先ほども申しましたけれども、本給を上げるというのは今のタイミングではないというところでございます。期末手当の率につきましては、あまりにも分かれておるというところの中で、そろえたいというところでさせていただいたものでございます。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません、ちょっと補足をさせていただきます。

まず、本給の問題につきましては、当然今ほぼほぼ市が上げている、市長、議員も含めて上げているというのを答申が出て、今のこの物価上昇の時代、賃金高騰の時代ですので、他市町村等もそれを受けて給与を上げている状況であるというのは事実でございます。この事実ですが、我々としては今年しっかりとしたプライマリーバランスゼロというもの、基礎的収支をそろえていきたいということを大きな目標掲げている中で、職員給与につきましては人事委員会勧告、また労働の意欲という点で上げざるを得ないというふうに考えておりますが、我々は政治家でございますので、市の目標に向かってしっかりと取り組んでいく、金額的にはそうでもないのですが、やっぱり姿勢を示すということが私自身は大事だろうというふうに認識をしておるところでございます。では、手当はなぜかということになると、この手当は過去の様々な経緯があって、本来でいうと人事委員会勧告が非常勤特別職であったときに上げるべきものの基本的な考え方でございますが、これがあまりに議員、また市長、そして教育長が変わっている。そして、今回少し上げさせていただきますが、これでも他市より低い状況になっているということですので、やはりこれ職員が全て他市と同じ、全国的に同じ率で期末手当等を行っている状況を鑑みたときに、あまり差異があるというのもこれは問題ではなかろうかというふうに考えておりますので、これは過去における様々な問題を修正するために期末手当のほうの率を上げさせていただいたということでございます。これも一定程度他市よりもまだ低い状況であるということで、この中でまずはプライマリーバランスゼロを達成していくということで考えておるところでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結いたします。

議案第8号 佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第8号についての質疑を終結いたします。

議案第9号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 議案第6、7、8号は一連で関連しているのですが、何で議員にはこの寒冷地手当がないのですか。それが1つと。

先ほど市長言いましたけれども、人事委員会勧告とは連動しないのですよ、議員報酬というのは。過去に連動させて議員報酬を下げた経過はある。下げたけれども、あのとき議会はまあしょうがないとそのままだと来ているという経過はあるのだけれども、条例主義で条例で決めるものですから、さっきちらっと言ったように、特別職報酬等審議会が他市の条例やあれを見てやっぱり佐渡市の市長の給料は低いな、議員の給料は低いなと、そういう見方をするのは当たり前だと思うのです。とりわけ市長は一生懸命働いていますけれども、議員の場合は議員定数も減らそうかという流れもあるぐらいですから、別に必要ないと思うし、プライマリーバランスゼロという観点から見たときにやっぱりこれ無理があるのではないのでしょうか。

この2つ。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 寒冷地手当がなぜないかは総務部長からちょっと説明させますが、確かに条例で議員の手当も定めていくものでございますが、我々過去を見ていくとやはり国が国会等を含めた、そこにおける人事院勧告の特別職による期末手当の変更等を参考に行っているというのも事実でございますので、過去においてその事実が佐渡市だけでできていなかったという点もあるわけでございます。それが基本的なものだというふうに考えております。また、プライマリーバランスゼロということで、本質的な給与上げはプライマリーバランスゼロを達成したときにというふうに私自身は考えておりますが、やはり手当につきましては、先ほど申し上げたように、あまりに他市と比べて、金額ではなくてその率自体がいびつになっているというのは、やはりここは大きな課題があるのだらうというふうに考えております。そういう点で、一定程度また市長、副市長、議員、そこも含めてそろえていくというところで若干上げさせていただくということで考えているということでございます。

寒冷地手当があるないは、ちょっと総務部長のほうから説明をさせます。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

寒冷地手当がなぜ議員にないのかというところですが、対象に含まれていないというところがございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 答弁になっていないのではないですか。新年度はチャットG P Tだけ使うとかいうから、チャットG P Tのほうがちゃんと答え出します。そうでしょう。議長、ちょっと今の答弁になっていないので。含まれていないから入っていませんって当たり前。漫才やっているわけではないので。この議員報酬は何かというのは書き物にみんな書いてあるではないですか。ということですが、ではもう一回言ってください。寒冷地手当、では勤勉手当をくれればいいではないですか、みんな勉強しているようですから。そういうことできないのですか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 失礼しました。御説明申し上げます。

人事委員会の勧告に基づいた中で職員等がございますけれども、その中に地方自治法において市長、副市長、教育長は含めるという形になっております。議員のほうはそこに含まれていないというところがございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第9号についての質疑を終結いたします。

議案第10号 佐渡市大学等の交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結いたします。

ここで昼食休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（金田淳一君） それでは、再開いたします。

議案第11号 佐渡市土地開発基金条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） お願いいたします。

この条例に関しては市民から事前に意見聴取を行っていると思いますが、意見の内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

意見聴取のほうは行ってございません。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君、2回目です。

○9番（佐藤 定君） 第11号のところで、申し訳ありません。この基金は大体お幾らありますでしょうか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

基金のほう、不動産と現金のほうございます。不動産のほうにつきましては、金額にしまして約4億円、現金のほうが5億9,500万円ということになっております。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君、3回目です。

○9番（佐藤 定君） 主な目的と、この基金の中にはその空港用地みたいのが入っているのかどうか。それで、空港用地についてはこの後どうするのかというのもお聞かせください。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

目的につきましては、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより公共の用に使うということになっております。これは、過去にバブルのような頃に値段が上がっておるとき先行取得するという目的で、この基金で買うということでこの基金、旧市町村から引き継ぎましたが、現在は平成22年以降使っていないというような状況になっておりまして、現在はかれこれ十数年使っていないという状況になっています。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、土地開発公社との関係はこれどうなりますかが1つ。関係なければないで。

それともう一つは、最近ニュースでよくやっていますが、今妙高が結構外資が入って、昨日あたりもニュースでやっていましたけれども、バブルが起こっている、大変だみたいのがあるのだけれども、佐渡も世界遺産でうまくいくと地価が上がったりする可能性が私はあるかなと思っているのですが、そこはないと見込んだということですよね。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

公社は公社のほうであくまで土地を持っています。こちらにつきましては、空港の土地はございません。

妙高云々というお話ありましたが、現在、基金で買うということは想定していないという状況です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 公社のほうですが、公社は公社で、公社も県内6公社があって、県も公社やめたの

かな、解散しているところがいっぱいあるのだけれども、この必要性も、直接の絡みはないのだけれども、恐らく副市長あたりが公社の理事長になっているのだというふうに思うのだけれども、その絡みも含めて考える必要が私あるのではないかと思うのですが、どうですか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

公社につきましては、過去にも言っているところではありますが、やはり空港の2,000メートル化というところ、こういったところを目指していく上で、やっぱり廃止というところになると機運が下がるというようなことがありますて、現状のとおりとしておるところでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第11号についての質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第12号についての質疑を終結いたします。

議案第13号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 定数の関係ですが、消防団員1,900人を1,700人にした。実情に合わせたということをお願いのだろうとも思うのだけれども、もともと定員にも満たない、かなり大変な実態が私あると思うのだけれども、その関係で影響はないのかが1つ。

2つ目は報酬の関係ですが、関係資料にも出ているように、上げるのはいいのだけれども、教師のあれではないけれども、出動報酬と機械関連の委託費は今後外されるわけではないですか。トータルとしてよくなると言いたいのだろうけれども、本当にそうなるのですか。

○議長（金田淳一君） 中野消防長。

○消防長（中野照之君） 御説明いたします。

定数のほうは、先ほどおっしゃったとおり、実員に合わせたものになります。それで、一応2月1日付の消防団員数というのが1,633名となっております。それで、今回、実働に合わせて1,700人と一旦定数を下げさせていただきまして、定数で一応掛金、例えば消防団の退職報償金とか福祉共済など定数で掛けて

いる掛金もございますので、まずは要らない支出を抑えたいという意味合いもございます、一応現状に合わせて1,700人に条例を落とさせていただいて、今のところはその1,700人を維持することを目的に消防団と団員確保に取り組んでまいりたいと考えております。

それと、今回の団員と班長の国の標準額に合わせるように年報酬を上げたいということで、ここにあります機械器具管理委託費をちょっと廃止させていただきましたが、本来団員報酬というのは出動報酬と年報酬があります。出動報酬は出動における対価を支払うもので、今回上げようとする年報酬の意味合いといたしましては、即時体制を取るための必要な作業や、消防団員という身分を持つことによって日常的な活動に対する基本給的な性格をこの年報酬は持っているということで、今回毎月の点検の委託費を廃止させていただいて、消防団員と班長の年額報酬を上げることによってトータルの処遇改善を図っていきたいと思っておるものでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） せっかくですから。定数の関係ですが、実際は何名が要するというふうにあなた方は思っているのですか。

○議長（金田淳一君） 中野消防長。

○消防長（中野照之君） 御説明いたします。

やはり消防団員としてはなるべく1,900人は欲しいということで、過去は2,014人のときからどうしても年々団員数が減っていくということで1,900人に一旦落としたのですが、それは一旦また2,014人に戻すことを前提として過去には1,900人に落とした実情がございます。そして、今回どのぐらい要るかという、その後に各部ごとによって必要の団員数というのが以前は決まっておりましたが、それをするとなかなか確保するのが大変だということで、その1,900人に落としたときに各部の必要の定数というのは排除させていただいた経緯がございます。1,900人を維持できれば大変いいかと思いますが、今のところ1,633人で消防団の方が活動を行っていただいておりますので、とにかく今1,700人を維持することを目的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（金田淳一君） 川原茂君。

○2番（川原茂君） 国の緊急防災、そういう勧告に基づいての今回改定、処遇の改善ということで今ほど御説明がありましたけれども、市独自の単独として、こういった議論があったのか詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（金田淳一君） 中野消防長。

○消防長（中野照之君） 御説明いたします。

最初、令和4年4月1日付で災害報酬とこの年報酬を国の標準額に上げてくださいますと通達がありまして、そこで検討させていただいたところ、その当時はなかなか県内でもその年報酬を上げるところが少なかった状況だったのですが、この一、二年ではほぼほかのところが標準額に上げたという経緯がございます、今回年報酬を上げていただくということで条例改正を出して、上程させていただいたものでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第14号についての質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての質疑を終結いたします。

議案第16号 佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第16号についての質疑を終結いたします。

議案第17号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第17号についての質疑を終結いたします。

議案第18号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） この案件は議員全員協議会でも説明いただいておりますが、この後一時的に移転する条例のところですが、どういう過程でこの検討をする予定ですか、ちょっとお聞かせください。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

今後のすこやか両津の運営につきましては、この後3月に開催されます高齢者等福祉保健審議会、まずそちらのほうで協議いただいた後、方向性をまた議論していきたいと思っております。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） そこで検討されるのでしょうか、この関係するような地域のところの方々は施設がなくなる、遠くへ行くというので非常に心配されているのですが、住民の意見もきちんと反映するような仕組みはできませんか。どうですか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） まずは審議会のほうで議論していただいて、この後の高齢者人口、人口減少など、そういうところも鑑みながら方向性を決定し、住民の意見を聞く場面があればその辺も聞きながら参考にしていきたいと思っております。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） この案件は突如としてそういうふうに言われてきたのですが、プライマリーバランスゼロというようなところの観点からこういうふうな発想になったのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

こちらのほう、すこやか両津は改修工事をするという方向でこれまで議論してきまして、予算のほうにも工事費の計上をさせていただきました。ただ、入札を執行していく中で、請負者、受注者がいないということで今回このような決断をさせていただいたもので、当面は工事をするという方向で議論してきたものでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 私所管の委員会ではないので、すごく詳しくは分からないのですが、ただ今般のすこやか両津の移転、一時的なものであれ、流れが何かちょっとおかしいという感じがとてもしています。民営だった介護老人保健施設がたまたま廃止されて、そこに残った施設に素早く、素早くですね、公営の介護老人保健施設が一時的にでも宿を借りる。そして、春日にある施設については、9月にインフラ独立整備の工事をするということで議会には説明があったけれども、それが今不調だと。不調なのは今の時代そうかもしれませんけれども。もっとこの点については、大変大事な施設なので、議会全体にでも今まで説明があってしかるべきだと思っていたのですが、何か一つ一つの小さなパーツをちょこっと変える、小さなパーツをちょこっと変える、こういうことでは困るのです。もっと公明正大にきちんとやっていただきたいのですが、今住所地を変えるという条例ですけれども、変えた後ずっと実は金井に移しっ放しにするとかそういうことはないのか、きちんとこの場で説明をしていただきたいです。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

これまでの経過として、あくまでもすこやか両津は両津で運営をするということで、工事を進めるという手続をしておりました。ただ、今介護施設のほうが介護認定者数の減少等々で廃止になる施設が突然的に出てきております。今回の介護老人保健施設さどについても、すこやか両津が工事を発注した後の廃止でございます。そこに空きができたということと入札が不調に終わったことにより、あそこで運営するためには相当な増額経費がかかるということで、再検討した結果一時的に移転したほうがいいのかという結論に至ったものでございます。先ほども申しましたが、この後の人口減少等々考えながらこの後すこやか両津をどのように運営していくのか、佐渡市全体の福祉施設をどのようにしていくのかということころをこれ以降議論していった正式な方向性を定めるもので、現時点でどうするというお答えはできるものではございません。

○議長（金田淳一君） 質疑は簡潔にお願いいたします。

荒井眞理君、どうぞ。

○13番（荒井眞理君） 一言で言うと、今のは成り行き任せなのですと。この数か月も成り行き任せ、これから成り行き任せですと、そういうふうにししか聞こえないのです。今民営化の時代、ともかく民営化していくというのが施政方針でも示されました。そのことは念頭にあるのですか。何を審議しているのか私たちよく分かりませんが、どういうことを前提に審議しているのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

今の時代、福祉施設を運営するのは、国のほうの方向性としても民にできるものは民にということで、我々民間移行はしたいとは考えてございますが、なかなか受け手がないのも実情でございます。この後すこやか両津だけではなくて島内の福祉施設全体をどのように配置していくか、どのように運営していくかという議論が必要な時期に今来ております。それ全体像を含めてこの後議論し、すこやか両津の在り方も決定していきたいと思っております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 当初予算ですから、1年間の480億円の設計書が当初予算の中に入っているのだから聞けるけれども、一時的になるかそのままになるかも分からないということなのだけれども、介護老人保健施設の待機者が70人ぐらいいるわけでしょう。あなたは人口減少だからと言うのだけれども、その辺の見通しはどうなっているのですか。

○議長（金田淳一君） 中川議員に申し上げます。

これは条例の質疑でございます。かなりずれた質疑だというふうに認識いたしますが、次から気をつけて質疑をしてください。

どうぞ。

○17番（中川直美君） よく分かりません。一時的に移転することによって定員が減るわけでしょう。もともと介護老人保健施設さど時代は80人だったのが60人ということをやっている。公式には80人ということになっている。その辺がどうなりますかと。これは1年間通しての当初予算と条例に関する質疑だから聞いていると、冒頭に言ったとおり。これでもずれているというのですか、議長。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

この後の議論には当然待機者の状況も踏まえながら、この後施設をどう持っていくかという議論はしていきたいと思っております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結いたします。

議案第19号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結いたします。

議案第20号 佐渡市母子健康センター条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井真理君。

○13番（荒井眞理君） 佐渡市母子健康センターの条例を廃止するというので、その理由は機能集約ということですが、どこにどういう機能集約をするのかまず御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

当該施設につきましては畑野の母子健康センターになりますけれども、これまで平成30年に乳児健診等をトキのむら元気館に集約してきた経緯がございます。現在、健康相談等で活用してございますけれども、そちらのほうの在り方を見直し、畑野の農村環境改善センターのほうに集約をしていくということで、現在使用している母子健康センターの機能は不要になるということで廃止をするものでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） そうしましたら、今のは場所を変えるというふうには聞こえないのです。そうすると、条例を廃止するのではなくて、場所を変えるという条例ではないのはなぜでしょうか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明します。

健康相談については場所は変わりますけれども、母子健康センターとして、母子機能というものについてはもう現在トキのむら元気館のほうに集約してございます。今後、保健の部分についてはほかの事業と併せてやっていくということで、単なる保健事業の移転ということではなく、場所を集約しながらほかの事業と一緒にしていくということなので、場所の移転というわけではございません。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） では、一応参考のためにお聞きしたいのですけれども、同じようなサービスをしている事業は佐渡島内にほかにもあると思います。つまり条例できちんと定めてあることとそうでなくなることの差は大きいと思うのです。子供を育てる場所、あるいは産み育てる場所についてきちんと条例化をしていくという流れ、私は大事だと思うのです、今後。ところが、今回はその逆のように一見見えます。これからこういった子供たち、あるいは母子健康センターなどの機能を逆に条例化していくということは考えられているのでしょうか。一応参考のためにお聞かせください。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

母子保健等につきましては、新穂のトキのむら元気館がございまして、そちらのほうで集約をしていくという方向はいずれ将来的な方向として考えたいとは思っておりますが、現在、その条例は設置をされ、母子事業については行っております。公共施設につきましては、その機能を果たさなくなった場合には当然条例を廃止し普通財産としていくという流れは今後の進んでいく中で全くゼロではないというふうに思っています。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結いたします。

議案第21号 佐渡市保健センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第21号についての質疑を終結いたします。

議案第22号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） こちらの条例のところなのですが、入浴施設の料金に関して市民に意見聴取を行ったと思いますが、どういう意見だったのか。集約がされているようだったらお聞かせください。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

市内の約2万件に意見聴取というか、アンケートという形で配布をさせていただきました。回収の結果346件の回答をいただき、その内容につきましては、値上げは妥当であるもしくはおおむね妥当であるという御意見が半数以上でございました。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） これ値上げをすると一体幾らぐらいの売上げが上がるのですか。私この間ずっと言ってきましたが、物価高騰やいろいろなことがあって、国も含めて指定管理者に対するしっかりした手厚い支援やりなさいよということがある。前回の議会のやつはどちらかというと宿泊関係で、島内の人というよりも島外のほうの利用が多いのかなという感じはするのだけれども、今回の場合は温泉、健康づくり日本一、物価高騰大変という中での値上げですから、これ幾らぐらいの値上げを見込んでいるのですか。なおかつ、値上げすることによって収入が落ちればまた同じ負のスパイラルになると思うのですが、どういうふうに見ているのですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

現在、温泉というか、入浴施設につきましては、指定管理料を支払いながら赤字の現状がございます。その施設によって違いますけれども、今回値上げをさせていただくことによってほぼその赤字が解消できるというような形で収支の見込みを考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 私が聞いたのは、幾らぐらい圧縮されるのですかと聞いたのです。3つの施設が出ていますよね、ビューさわた以下。それぞれ幾らずつぐらいなのですかと聞いている。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

大体、各施設平均でなされますと、20万円から30万円程度というところで見込んでおります。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 各3施設が60万円でしょう。先ほどのどこだかの期末手当ではないけれども、このぐらいだったら指定管理料を上げたほうがいいのではないですか。そして、健康寿命日本一ということ

頑張るほうが私はいいのではないかと思うのですが、どうですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

私ども入浴施設につきましては、今後民間等で運営していただきたいという方向性も示しながらやってございます。指定管理料を単に上げることににつきましては、今後の営業を継続させるというところには至らないというふうに考えておりますし、各民間施設がそこを運営したいというときにある程度自助努力でやっていけるような値段、それから近年の物価高騰等を踏まえて金額を上げていくという選択をさせていただきました。

○議長（金田淳一君） 山本健二君。

○7番（山本健二君） この入浴施設の料金上げるというのは、この上げた金額、これ何か理由というか、このくらいでいいというのはどういうのでこれだけになったのか、ちょっと教えてください。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

本来、全部の収入を賄うためにはお一人当たり1,000円以上の料金が必要という試算がありました。しかし、それではやはり御利用いただく市民の方々の負担が大きいということで、事業者のほうと相談をさせていただきまして、現在の500円を600円、それから一部施設については550円を600円というような形に値上げすることを事業者間との協議の中で進めさせていただきました。

○議長（金田淳一君） 山本健二君。

○7番（山本健二君） 先ほどの説明だと、アンケートを取るといいだろうという人ばかり多かったようだけれども、事業者と相談すると1,000円本当は欲しいのだけれども、600円ぐらいにしないと駄目だということをおっしゃっているのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

事業者としては、本来運営していく、黒字を出すという意味では1,000円以上の料金というところはあったとは思いますが、やはり今の利用いただいている方々のことも考えながら、600円が妥当であろうというところで今回の金額になったということです。

○議長（金田淳一君） 山本健二君、3回目です。

○7番（山本健二君） 本当は千幾らなのか知らないけれども、黒字へ持っていくというには千幾らというのが要するというけれども、委託費というのも入っておって千幾らというのがまた要ということを教えてくれているのか、そこを教えてください。委託費をもっと出せばこの値上げしなくてもいいのか、ちょっと教えてください。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明します。

現在、委託費という形ではなく指定管理料という形で出させていただいておりますけれども、その指定管理料をお支払いした上でなおかつ赤字になっているということでございます。なので、そこを収支均衡のバランスを図り、プラ・マイ・ゼロにする方向で何かできないかということで、物価高騰もあるので上

げていただきたいという要望を受けた中で、600円という形をお勧めさせていただいております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第22号についての質疑を終結いたします。

議案第23号 佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第23号についての質疑を終結いたします。

議案第24号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 先ほどの温泉の値上げと今度真逆ではないですか。指定管理制度を活用していた赤泊自然休養村管理センターを今度は市に持ってくるというのでしょうか。さっきのと真逆ではないですか。その辺教えてください。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

今回の赤泊自然休養村管理センターの条例の改正につきましては、様々な理由ございまして、まず1番目に、昨年指定管理者選定委員会に出させていただいたのですが、そこで業者の合格点まで達しなかった、またほかの業者で応募がなかったというところが1点。また、施設の老朽化等もございまして、改めてここで今後の施設の在り方を考えるべきというところございまして、一旦直営のほうにさせていただいたというところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、先ほどのすこやか両津と同じように、一旦市には戻すけれども廃止するかもしれませんよというような意味合いに聞こえたのだけれども、そういう理解でいいですね。

続いては、今年度あそこは運営されるのかどうなのか。世界遺産を取って勝負の年だということなのだけれども、どうするのか。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

今後廃止するかどうかというところまでは、今後検討していくべきところだというふうに考えておりますので、現在で明言することはできません。

なお、施設の利用につきましては、宿泊というものはやめるのですけれども、広間の開放であったり大広間の開放であったり、客室の利用であったりとか、そういったものは直営でやらせていただくというものでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第25号 佐渡市世界遺産推進基金条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結いたします。

議案第26号 佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての質疑を終結いたします。

議案第27号 佐渡市辺地総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の変更についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結いたします。

議案第28号 佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の策定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結いたします。

議案第29号 佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結いたします。

議案第30号 市道路線の廃止及び認定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第30号についての質疑を終結いたします。

議案第31号 佐渡クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第31号についての質疑を終結いたします。

これより議案第32号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については分割して行います。

それでは、歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

1 款及び2 款についての質疑を終結いたします。

3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） ちょっとこれが追いつかないので、そこだろうと思うのですが、社会福祉施設等の物価高騰対策の関連です。県内でいろいろな自治体がやっていて、柏崎市とかいろいろやっているわけなのですが、この中身のメニューについてはどのようになっていますか。柏崎市などはもうホームページ出て、かなり詳しく出ているのを拝見しているわけなのですが。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

まず、対象となる施設は高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設、この大項目として3つの福祉事業への支援となります。支援の内容としましては、それぞれのサービスの中で、例えば特別養護老人ホームとかデイサービス系であれば、定員が定めてあるものであれば定員掛ける基準額、定員がないものであれば事業所の規模に基準額を乗じて支援をするという、そんな制度設計になってございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 今ちょっと見ようと思って、まだたどり着かないのですが、たしか私は柏崎市のあたりは意外と燃料費だとかいろいろなものがあつたような気がしているのですが、うちの場合はそういうものも加味した上でトータルとしたものなのか。例えば3つあれば1つだけなのか。その辺はどうですか。意外と燃料費やいろいろなものを並べてあつたほうが合理的かなとは思って私は見たのですが。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 今回の基準額の設定につきましては、燃料費、ガス、ガソリン代、全ての物価高騰分の経費をまとめた試算しております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） そうすると、支援単価というのは幾らになりますか。若干違いはあるのしょうけれども。たまたま私が参考にさせてもらっている1月にやった柏崎市のは結構いい額かなというふうに思

うのですが。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

まず、定員に対する基準単価につきましては、通所系ですと1人当たりの定員に3,000円、宿泊系、特別養護老人ホームとか宿泊のものについては6,000円、1事業所単位のものにつきましては6万円と12万円の単価設定をしてございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

3款及び4款についての質疑を終結いたします。

6款農林水産業費及び7款商工費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

6款及び7款についての質疑を終結いたします。

8款土木費及び9款消防費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 48、49ページの除雪費です。去年は暖冬で、今年はかなり雪が厳しかった。こんな大きな差があっても、この消耗品の凍結防止剤はいつも2,000万円の計上。これは定額になっているのではないかと。こういう補正の立て方は間違っているのではないかと思って、あえて御質疑させていただきまします。どうして雪が降っても降らなくてもこれは定額2,000万円ですか。こういう補正の立て方は正しいのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

今回の補正額は、当初予算から比較して実績等も加味した中で補正予算の計上をさせていただいております。

○議長（金田淳一君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） それはごく当然の御説明だと思うので、間違っていないと思います。ただ、私の質疑にお答えになっていらっしゃるのです。定額で同じ補正が組まれるというのは不自然だと。これ世の中一般の常識だと思うのです。ですから、昨年のように極端に雪が降らなかったときも2,000万円。いや、昨年のおかしいと私は思っていますけれども。私だけではない。それを質問してほしいということを市民のほうから言われていますが、私もおかしいと思います。今年のようにこれだけ雪が降っても2,000万円かと。いや、もっと本来凍結防止剤が要るのではないかと思ったら、やっぱり今年も2,000万円。こういう定額というのは数字ありきではないのかと。これがおかしいと。たまたま同じ数字なのですか。どういことですか。

○議長（金田淳一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

凍結防止剤につきましては、気温によって配布というか、まくものですから、冬季零度を下回るような状況のときにまくということで、降雪にかかわらず凍結防止剤というのは必要になってくるものですから、その実績と予測をしまして、今回も金額的には2,000万円という計上の方法をさせていただいております。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 今の御説明も普通の説明だと思います。私の質疑には答えていただいていないのです。今の御説明、さっきの御説明でしたら当初予算から最初から盛ればいいのですよ。そういう説明になるのです。でも、これ補正でいつも定額というのがおかしいということを質疑しております。だったらどうして当初で盛らないのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

当初予算の段階ですと、最低限の計上の仕方という考え方の下盛らせていただいております。その後、実績等を見込みまして補正計上のほうをするということで対応させていただいております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

8款及び9款についての質疑を終結いたします。

10款教育費から12款公債費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

10款から12款までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第32号についての質疑を終結いたします。

議案第33号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結いたします。

議案第34号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第34号についての質疑を終結いたします。

議案第35号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第35号についての質疑を終結いたします。

議案第36号 令和6年度佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第36号についての質疑を終結いたします。

議案第37号 令和6年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結いたします。

議案第40号 令和6年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第40号についての質疑を終結いたします。

議案第41号 令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第41号についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

ここで、吉川社会福祉部長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 先ほど中川直美議員に社会福祉施設の物価高騰支援対策の基準額としまして通所系で3,000円、宿泊系で6,000円と申しましたが、宿泊系で7,000円の間違いでございました。大変申し訳ございません。

○議長（金田淳一君） それでは、これより議案第42号 令和7年度佐渡市一般会計予算についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については分割して行います。

第2表、継続費及び第3表、債務負担行為については、歳出の関連する款において行っていただきたいと思います。

それでは、本案の歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

本案の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、本案の歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

室岡啓史君。

○20番（室岡啓史君） 予算書の75ページについてお尋ねします。

RPA活用実践プログラム事業、生成AI活用実践プログラム事業、リモートでつなぐ市民窓口サービス事業というのは総務部の新規事業だというふうに理解しておりますが、その概要についてまず御説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） それでは、御説明申し上げます。

RPA活用実践プログラム事業でございます。予算額にしまして、729万8,000円でございます。庁内の事務の効率化、高度化を図るために、既存のシステム同士を連携する業務処理や職員が定型的に行っておるシステムへの入力作業、それを職員自身がRPAを用いまして自動化できるようにするために、実際のシステムの導入及び業務への適用効果を創出しながら、研修を行い、実践的に伴走しながらの研修を行っていくという経費でございます。システムの借り上げ料、それから研修等に係る費用としまして委託料というような形で計上させていただいております。

続きまして、生成AI活用プログラム事業でございます。額にしまして、814万円でございます。庁内の事務の効率化、高度化の実現に向けて、単なるツール導入ではなくて、生成AIの活用、それから業務の適用を率先してできる職員をつくるための育成を目的としまして、実践型の研修を行うというところでございます。議会の答弁書の下書きの作成であるとか会議録でありますとか、そういったものを活用しまして、そのプロセス、スキルを習得するために実践型に行う研修費用でございます。

続いて、リモートでつなぐ市民窓口サービス事業というところで434万5,000円の計上をしております。リモートで全身が映るディスプレイを本庁と支所に設置をしまして、常時接続をし、電子申請システムの利用が困難な方、それから本庁まで行くことができない方等に対して支所でも本庁の担当者と相談ができ

るような形で市民の利便性の向上と業務の効率化を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 室岡啓史君。

○20番（室岡啓史君） 分かりました。これ要は職員の効率化を図るということで、例えば9時間かかっている仕事を8時間に圧縮することができれば1時間の人件費削減につながって、それがちりつもで増えていくということになるかと理解しています。

それで、佐渡市行政運営改革ビジョンも策定するというので、佐渡市のトータルの人件費は約100億円というふうに理解しております。それで、類似団体の村上市とはやっぱり10億円ぐらいギャップがあるということで、こういった新規の3事業等を行うことで人件費削減の定量的目標があるのか、なければ定性的目標はどういうようなことを設定しているのか説明を求めます。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

人件費に関して、これによって幾らにするというような目標等は数値的なものはございません。ただ、これを導入することによって、実際にやっている業務、このRPAでありますとか生成AIでありますとか、活用できるものを集めた中で経費、効率よくできた場合に処理時間の削減というものは大いに見込められるというところでございます。それによってこの後業務効率を上げていった中で、結果的に職員数の削減にももしかしたら寄与できるかもしれませんけれども、今必ずこれを入れたから削減、何名減らそうか、そんな目標はございません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 幾つか聞きます。

先ほど言ったように、480億円の設計図がここにあるので聞くわけですが、ページ数でいうと65ページの指定管理事業の関係です。先ほども今も話がありましたが、行政運営の改革ビジョンの中にこの指定管理をどういうふうにするのかということも当然生まれてくるのだらうと。先ほどあったように、指定管理が駄目だったものはもう廃止するとかも含めてね。それこの程度の予算でやれるのかどうなのか、また事業をどういうふうに進めるのかお聞きをしたい。

同じ65ページのその行政改革推進との関係ですが、今回明らかにした行政運営改革ビジョン、名前は違うけれども、分かりやすく言えば以前の行政改革大綱云々の流れですよ。そういう意味でいうと、市民との協働でやるということという、やはり市民の理解なしには無理だ。たしか施政方針でも何か市長もそんなこと言っていたようなのだけれども、それはその行政運営改革ビジョンと私はリンクをしているというふうに考えるのだけれども、どういう取組をするのか、この程度の予算でいいのかというのが1つです。

次に、79ページと83ページに関わる航空路の関係です。空港対策、航空路確保対策として900万円、79ページでは運賃の低廉化もあるようですが、これ全体としてどういう中身になるのか教えていただきたいというものであります。

次に、防災の関係、81ページ、防災対策費の関係です。市長も施政方針の中でしっかり資材とかも備蓄していくというふうに言及をしていたわけなのですが、4,450万円あたりで足りるのかと。これでどの程

度の充足率になるのかお尋ねをしたいというものであります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

指定管理の関係ですが、指定管理につきましては例年の選定に関わるもの、それから評価に関わるもの、これの経費を計上しております。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 私のほうからは、航路の関係について御説明のほうさせていただきます。

議員御指摘の航路運賃の低廉化事業の内容につきましては、こちらは、佐渡汽船とかとありますけれども、島民の運賃を引き下げさせていただくというものでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○観光振興部長（小林大吾君） 航空路です。航空路につきましても、飛行機が飛んだ場合にその運賃を島民の割引、引き下げさせていただくというものでございます。

もう一つの離島航空路確保対策補助金につきましては、飛行機が飛んだ場合に、こちら県と1対1の補助をさせていただいているものでございますけれども、その収益が思う以上に上がらなかった場合の補填といった形で計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

行革推進事業につきましては、行政改革推進委員会の必要経費というものを盛ってございます。ビジョンとの関係でございますが、市長も説明しましたとおり、この3か年の緊急的な予算編成の中で取り組むべきものというところでやってきておりますので、そのことも含めまして、この行政改革推進委員会につきましては通常の運営委員会の経費というふうになってございます。

それから、防災の経費につきましては、備蓄品だけではなく、備品という形の中でV2Hの整備の経費、それから避難所用の備品の購入につきましては、令和7年度から令和9年度までの3か年でスポットクーラー、間仕切りテント、ベッドを購入するものの1年目ということで計上をさせていただいております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、どうぞ。2回目です。

○17番（中川直美君） まず1つは行政運営の改革ビジョンの関係ですが、私が言ったように、私の印象は言い方を変えれば行政改革、国が強力に進めた、あれを受けてやったのと同じように、やっぱり市民との協働でこれやるべき性質の中身だというふうに私思うのだけれども、そういうことではなくて、あくまでも市役所内部における内部技術の方向性の計画としてこれを推し進めるということですね。今のその指定管理のことも行政改革のことも併せていくと。今回この行政運営改革ビジョンの予算というものはないのだけれども、トータルとして見ると指定管理のものであったり、行革推進であったり、それをまとめるというふうに私は理解をするのだけれども、それはどういうことなのか。あくまでも市内部の考え方ということであなの方推し進めるのかというのが1点です。

2点目、空港確保のやつですが、これは成田－佐渡間を飛ぶことを言うのですか。何を言うのですか。

つまり成田―佐渡間が赤字で大変だったら県と1対1で900万円、1,800万円持つということなのか。それとも、先ほど言った特定有人国境離島の運賃低廉化でいえば佐渡―新潟間だろうと思うので、それとは違うのだろうと思うのだけれども、その辺を詳しく教えていただきたいということです。

3点目は、防災のほうですが、必要なものをそろえるということなのだけれども、それがこれで十分足りるのかということを知りたいのです、私は。来年やるというのは分かるのだけれども。例えば、よく分かりませんが、人口何人あたりにはこういったものが幾つ要するという標準がありますよね。そういったことに兼ね合わせるとこれで十分なのかということを知りたいので、そこを答えていただきたいと思います。

1回目でやらなかった問題で、82ページの世界遺産推進費の関係です。この間頑張って登録やってきた、来年勝負の年だということで、この予算で足りるのかというのが1点。

もう一点は、教育委員会にいた文化やスポーツを持ってきて観光と結びつけて云々ということですが、ここではなくて観光振興のほうの予算になるのだろうとは思っているのだけれども、その辺の絡みでトータルとしては十分増えているというふうに見たほうがいいのかどうか教えてください。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

先ほど議員がおっしゃった離島航空路確保対策補助金の対象につきましては、現状、佐渡―首都圏間を飛ぶことを条件として佐渡―新潟間の補填を行うというものでございます。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません。航空路の支援ですが、様々成田までの話も今あるわけですが、これは今、この前知事もお話ししたとおり、これから県と市といろいろ議論をしていくということだと思っています。ただ、特定有人国境離島につきましては、飛行機の場合は新幹線並み料金ということになると思います。それで、そのエリアから1か所です。それが県庁所在地とか、主にそういうところ1か所になってしまうので、成田までだともう特定有人国境離島は対象にならないということになりますので、現段階では新潟まで、飛行機がまだ飛ぶか飛ばないかはっきり分かりませんが、特定有人国境離島の場合国の事業になりますので、予算を持ちながら国に話をして、飛んだ場合に国からの支援をいただくということになりますので、あくまでも新潟間は特定有人国境離島の支援としての枠組みでございます。

そのほかのことは、担当部長から御説明させます。

○議長（金田淳一君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

ビジョンにつきましては、予算の関するもの、3か年の集中的に執り行うものという認識でございます。防災につきましては、先ほど整備品としてスポットクーラー、間仕切りテント、ベッドを今後3か年かけて必要数をそろえていくという形で考えております。

それから、備蓄品、人口の12.5%の人に対して3日分の備蓄品というのがございます。それにつきましては、2年前から3か年をかけて整備をするというところで、令和7年度、水の補給をする形の中で一応そのパーセントを満たすというところで取り組んでおります。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

すみません、世界遺産の関係の答弁が漏れておりました。世界遺産の今回この金額で十分かというお話でございますけれども、昨年度までは登録推進に係るユネスコの対応であるとかそういったお金を計上させていただいたのですけれども、今回につきましては主に保存、活用、そして情報発信に係る予算というものを積み上げさせていただいておまして、費用については問題ないというふうに認識をしております。

○議長（金田淳一君） 中川議員に申し上げます。

複数の項目を質疑されていますので、分かりやすく質疑をお願いいたします。

中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） いやいや、議長が1回にやれと言うから分かりにくくなっておるので、私が悪いのではないのだけれども。まず1つは、その航空路確保のやつちょっと分かりにくかった。もしかすると、では成田－佐渡間やったときも持つということなのかどうなのか。何かちょっと分かりにくかった。県もはっきり言っているような言っていないような感じが私もするのだけれども、ちょっと分かりにくかった。その運賃低廉化はもちろん分かっています。分かっているのだけれども、どうなのかということを改めて確認。

これも確認ですが、その行政運営の改革ビジョンについてはちょっと聞き取りにくかったのだけれども、あくまでも内部の基準としてやるということね。そこは重要なポイントだと私は思うので。

最後にもう一つ、世界遺産の関連ですが、やっぱり世界遺産の、今回の施政方針にもあったけれども、国指定文化財を何とかしなければというのは分かるけれども、佐渡全体が世界遺産のフレームなわけだね。そうすると、よくあるのは草刈りも含めて全体やらないと世界遺産の佐渡としての価値が上がらないのではないかと、そういう意味でいうとこれからが本予算、本当の取組になるのだろうというのでこれで足りるのかということだけれども、足りるということですね。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 3点でいいですね、質疑ね。成田までの支援については、先般県の議会でも知事のほうが、佐渡市と連携をしながら今後の計画等に合わせて考えていきたいという話を県議会のほうで知事のほうがされているということでございます。私自身もどのように飛ぶのか、何便飛ぶのか、何人乗れるのか、そういうところも全部絡んでくるわけでございますので、その経営計画等を踏まえて、また訓練の状況を踏まえながら県と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

2点目の今回議員の皆様にお示したビジョンでございます。基本的には予算編成の方針ということで出させていただきましたが、私が今回上げたのは個々に計画が上がっていくわけでございます。ですから、具体的なものは個々計画の中でしっかりと市民の皆様にお示しをしていくというふうに考えております。ただ、全体像、今後の財政の在り方、今いろいろな御指摘がありますが、やはり20年後に今の子供たちに今の島のこの財政をこの程度は維持していく、自立可能な形で維持していく、大きな災害に耐えられる財政を維持していく、やっぱりこういうことをしっかりと我々は考えていかなければ無責任な仕事になるというふうに私は思っています。そういう点を踏まえておりますので、財政ビジョンは、一つは3年間の目安として立てさせていただきましたが、個別計画をしっかりと議論をしながら、その個別計画に合わせて進めてまいりたいというふうに考えております。

3つ目が、予算ですね。これも全体予算としてももちろんやれば、たくさんやればいいということなので

すけれども、変な話を申し上げますが、効果のない事業も多々過去たくさんございます。我々見ております。そういう部分も含めて考えていったときに、どのような形で効果を発揮できるのか。もう一つ、この事業を行うときに市の単独費、1億円や2億円では非常に事業として細くなっていくわけでございます。そういう点で、国、県、大きな事業の枠組みの中でしっかり取り組み、どういうものが効率的に動いていくのか、そしてどのようなものが効果があったのか、そういう効果検証をしながら取り組んでいくことが大事になりますので、我々としては今回様々な形で検証しながら国のお金を最大限活用して取り組むというところで方針を設けたところでございます。もちろんあればあるほどいいという点もございますが、やはりしっかりと効果検証を進めながら取り組んでいくということが大事だろうというふうに、そんなふう

に認識しておるところでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 78、79ページの中ほど下にあります雇用機会拡充事業補助金です。これ今年度は当初で4億円の予算でした。対象が50件ありました。これが今回2億2,950万円と半分近くまで減っている。この大きな理由は何でしょうか。

○議長（金田淳一君） 岩崎地域振興部長。

○地域振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

これにつきましては、あくまでも採択件数の見込みということで年度当初には上げさせていただいております。令和7年度につきましては、採択候補件数は24件でございます。新規13件、継続11件ということで見込んでおります。これにつきましては、ただ最終的には国との調整により採択が決定いたしますので、年度途中に補正減ということでさせていただくことがあるかもしれません。今年度につきましても、年度当初から比べまして、先ほど補正のほうで上げさせていただきました雇用機会拡充事業につきましては7,000万円ほど減額のほうさせていただきました。あくまでも採択件数の見込みによりそれぞれ年度当初には予算は上げているというような状況でございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） そうしますと、採択されるであろう見込みの事業数が少ない、減っているというふうに一番の原因としてお聞きしました。これは何か大きい理由があるのでしょうか、それともかなりやりたい、起業したい、雇用したい人たちはほぼほぼもう、手挙げする人たちがどんどん少なくなってきていると、そういう傾向なののでしょうか。

○議長（金田淳一君） 岩崎地域振興部長。

○地域振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

こちらの事業につきましては、まだ申請数というのは一定数いらっしゃいます。ただ、これにつきましては、我々だけではなく外部の審査会を経て採択というものは決定いたしますので、今年度につきましては外部の審査会で採択したところ、候補件数は24件だったということでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 昨年度、ともかく当初のときにもう既に50件を見込んで4億円を当初で盛っている、しかし次年度、非常につつましいというところのこの落差が何かなと思っている次第です。国のほうから佐渡市のこの事業の遂行について厳しい何か指摘があったと、そういう理由で手挙げをしている方々いら

してもどうも採択されないと、そういったようなことなのか。その辺りもう少し突っ込んで、申し訳ないです。聞かせていただければと思います。

○議長（金田淳一君） 岩崎地域振興部長。

○地域振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

令和7年度の採択予定件数の24件というものは、あくまでも佐渡市、それから佐渡市の外部委員会により採択件数ということで示させていただいたものですので、国からの意見というものにつきましてはこれからということになりますので、24件のうち国のほうで改めてちょっと審査といいますか、確認の作業があるということで、現在の段階では国の意見というものは入ってございません。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） それでは、2点ほどお伺いいたします。

69ページ、地域みらい留学推進事業と、もう一つ、81ページの支所・行政サービスセンターの拠点化事業のところの地域コミュニティ交付金の2点についてお伺いいたします。まず、1点目の地域みらい留学推進事業のところについて、今年度の見込みと新潟県との調整、連携についてはどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

そして、支所・行政サービスセンターの地域コミュニティ交付金については、昨年は1,000万円予算を計上しておりますが、今回は366万1,000円というところになっておりますが、やっぱりこれは地域からの要望が少なくなったということの表れなのかどうかお聞かせください。

○議長（金田淳一君） 石田企画部長。

○企画部長（石田友紀君） まず、私のほうから島留学のほうについて御説明させていただきます。

まず、県との関係ですけれども、こちらにつきましては、事業概要のほうにも示させていただいておりますけれども、島内の県立高校3校と昨年から協議を行っておりまして、令和7年度につきましてもコーディネーターを雇用する形で県のほうと意見交換のほうを進めていくということを考えております。また、令和7年度のそのコーディネーターを雇用することで、令和8年度の島留学の受入れを5名で考えております。また、参考ですけれども、令和7年度、佐渡に来る島留学の学生を1名という形で見込んでいる状態です。

○議長（金田淳一君） 岩崎地域振興部長。

○地域振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

地域コミュニティ交付金予算計上に当たりましては、各集落からの地域要望、それから過年度実績というものも加味しながら、我々のほうで必要額というものを計上させていただいたということがございます。今年度につきましては、やはり災害等があると大きく利用のほうが変わります。令和6年度につきましては、今のところ約70件ぐらいなのですが、令和5年度、災害もあったということで、大体百二、三十件ほどございました。そういった形で件数のほうがかなり少なくなるということで、我々のほうもそういったものを加味しながら計上のほうさせていただいたというところでございます。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） 地域みらい留学のほうからまた追加でお伺いさせていただきたいのですが、これは全国的にいろいろなところでやられておると思うのですが、単に今の教科そのまま移行してというのは高

校として非常に魅力は乏しいのだと思います。単科で芸能学科つくったりいろいろなことをされているようなところがあるのですが、そこら辺は考えているのかどうかというのをお聞かせいただきたいと思います。

そして、地域コミュニティ交付金のほうは、災害だけに対応する地域コミュニティ交付金ではないと思うのです。地域活動をいかに活発にして市民の皆さんからいろいろなことをしていただくというところの観点からすると、今の地域振興部長のお答えだとちょっと的外れのような気がします。その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（金田淳一君） 石田企画部長。

○企画部長（石田友紀君） 御説明いたします。

島留学につきましては、議員おっしゃられるとおり、その高校の魅力というところが非常に重要なポイントになってくると思います。まず、今回3校いるというところで、普通科、それから就職を前提とした総合的な学習をする学校、それから伝統芸能、そういったものに力を入れている学校と、3校のまず魅力があるというふうに考えております。そこに加えまして、どういう地域の取組ができるかと、佐渡らしい取組、そういったものを高校生たちにPRできるような仕組みというところも今後検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 岩崎地域振興部長。

○地域振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

ちょっと先ほど私のところで説明が若干漏れておるところはございました。あくまでも必要件数につきましては地域要望を確認し、また過年度の実績も確認しということで計上のほうさせていただきましたが、補助率のほうもちょっと見直しをさせていただきました。今年度までは10分の10というところでやらせていただいたのですが、令和7年度につきましては2分の1ということにさせていただきたいというふうに考えております。その代わり上限額がございました。世帯数が少ない集落5万円ということでしておったところなのですが、それにつきましてはほかの集落、世帯数にかかわらず10万円に統一をさせていただいたということで、先ほどの災害の要素と、あとちょっと補助率の要素があるということであくまでも、ただ必要な件数につきましては地域要望を加味して計上のほうさせていただいておるところでございます。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君、3回目です。

○9番（佐藤 定君） 企画部長のほうから高校の魅力についてお伺いしました。できれば定時制高校みたいなところで、ひきこもりの方が立ち直っていくというところの話も聞いておりますので、ぜひそういうところも御検討いただきたいと思います。

あと、地域コミュニティ交付金のところですが、やっぱり10分の10というのも非常に魅力でありまして、少ない集落の予算の中から半分出せということになると非常に厳しいところあります。ぜひともそこら辺のこともちょっと考慮いただきたいと思います。答弁結構です。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

1 款及び 2 款についての質疑を終結いたします。

次に、3 款民生費についての質疑を許します。質疑ありますか。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 100ページ、101ページの上のほうにあります、その前のページからもありますけれども、成年後見推進事業委託料についてです。これ5,657万円ほどあります。この成年後見を今受けている市民はおおよそどのくらいで、それ分からなかったらつかみでもいいのですけれども、増えているのか、あるいはその受けている市民は減っているのか。それに対して成年後見人は今何人ほどで、増えているのか、減っているのか。そして、この委託先はどこか決まっているのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 暫時休憩します。

午後 3時04分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

成年後見制度の利用者数、これ佐渡の家庭裁判所の統計数値でございますが、平成29年で167人、これ令和3年の数値でございますが、199人ということで、年々増えている状況でございます。成年後見センターにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託して実施している事業でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） すみません、説明が漏れておりました。今ほどの数字は、利用されている利用者の数でございます。後見人の数については、こちらのほう家庭裁判所のほうに登録されている数値でございます。佐渡市のほうで把握できるものはございませんので、正確な数値は把握してございません。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） そうしますと、成年後見推進事業というところで、本当に推進になっているのかどうかというのを市がチェックしていないのかなというところは私は問題かなと思います。

それで、この質疑を今させていただいているのは、この成年後見をしている方の中で今ちょっと法的に問われている方がいらっしゃるというふうにお伺いしています。こういうことはとても社会的に大きな影響を与えます。成年後見、私何人か受けたほうがいいかなと思う方にお勧めしているのですけれども、成年後見人に財産を任せると大変なことになると思っていらっしゃる方は実際おられるのです。ですから、佐渡市はそこはクリーンにしておく。そういうことありませんと。私は、一応裁判所も間に入っているから大丈夫ですという説明はしていますけれども。やっぱり何人、誰が成年後見人をしているのか分からないでこれ推進しているというのは問題ではないかと思うのですけれども、把握する手だてはないのですか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

今回の推進事業のほうでは、家族とかで家庭裁判所に登録されている方の成年後見の推進ではなくて、市民後見人の養成とか、不足する人材の育成という部分も事業の中に含まれております。そこにつきましては、社会福祉協議会のほうにございます成年後見センターのほうでしっかりと管理して、適正な事務執行というような管理はしてございます。ただ、それ以外の一般の後見制度につきましては、あくまでも家庭裁判所のほうで審判を下すものでございまして、佐渡市を経由して後見人になるわけではございませんので、うちのほうで管理するとか指導するという権限もございませんし、把握する方法もございません。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 私も市民後見のコースは取りましたので、そこ違うのは分かっています。ただし、今回、成年後見にこれ推進する、でも今の御説明だと佐渡市が出しているのは市民後見のための事業だというふうに聞こえたので、そこはちょっともう一回整理してお願いします。というのは、私問題にしたいのは、成年後見人が何人かは分からないというところですけども、ともかくこの制度が信頼を置けるものであるためには、市としては市民後見については把握できる。でも、成年後見については把握できない。そういったすみ分けがありますということですか。ちょっと分かりやすく説明をお願いします。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） こちらの事業で成年後見センターのほうで事業実施いただいているものには、まず市民後見人を養成して市民後見人を管理するというものが1つございます。あともう一つは、社会福祉協議会そのものの法人が法人後見人として後見制度を実施するという、この2つがございます。この2つの事業につきましては、誰が後見人で、何人が利用して何人が後見人になっているという部分は把握できますし、成年後見センターのほうできっちりと管理もしてございます。それ以外の一般の後見につきましては、この成年後見センターも経由しませんし、直接家庭裁判所とのやり取りになりますので、うちのほうで把握することはできません。私が先ほどお話しした数値についても、あくまでも家庭裁判所のほうで発表した数値を私どもが知り得る情報として持っているだけでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 117ページの学童保育関連をお尋ねしたいと思います。

現在これは単純委託になっていると思うのですが、指定管理とかそういったものに移行する方向はあるのでしょうか。先ほど行政運営改革ビジョンでは各個別計画の積み上げによっての3年間の踏み出したというような理解をしたのですが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

現在、学童保育、児童クラブにつきましては全て民間委託のほうでもう既に運営させていただいております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、これ民間委託は分かるのだけれども、児童館、次のページの学童保育の整備事業はこれはどこのものになるのですか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明します。

こちらのほうについては、畑野児童館の学童保育化の今検討をしております、そのための整備費を予算計上しているところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） そうすると、畑野の方向、児童館も学童保育に変えて、全てを民間委託してしまうという考え方でよろしいですね。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

一部児童館の機能を残しつつという、自由に使える部分を残しつつ学童保育化できないかというところで現在検討させていただいているところでございます。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

3 款民生費についての質疑を終結いたします。

4 款衛生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 速過ぎて追いついていけないのですが。衛生費だと思う。違っていたら……

〔「委員会に任せりゃいいから」と呼ぶ者あり〕

○17番（中川直美君） 委員会に任せというけれども、当初予算なのでやります。

病院の関係のこと議員全員協議会では説明がありましたが、137ページだと思うのですが、厚生連の支援の関係が具体的にこの後決まるというような認識なのですが、どうなのかということが1つ。

2 つ目は、131ページのリサイクルの関係です。今回、3 R というのは、をやるという、リユースもやるし、特にペットボトルの水平リサイクル、ボトルツーボトルだろうと思うのだけれども、製造者責任との関係もあるのだけれども、多分業者と連携をして水平リサイクルをやるのかなというふうに思うのだけれども、その辺はどんなになっているのかお尋ねをしたい。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

今ほど2点あったと思います。1 つ目の137ページ、病院補助事業2 億4,300万円。これにつきましては、議員全員協議会でも御説明をさせていただいたように、通常の公的病院の運営費補助というものに加えて、今回緊急支援ということで、厚生連病院を中核病院とする6 市の協議会の中で4,000万円というものを当初予算に計上するというので、今回これをしました。追加分はどうするのかというようなことでございますけれども、こちらにつきましては、今後追加の上程、補正予算ということで上げさせていただくよう現在準備をしておるところでございます。

それから、130、131ページのリサイクル推進事業の中のペットボトルの部分でございますが、今ほど議員おっしゃいましたように、今年度よりサントリーと連携協定を結びまして、現在水平リサイクルを行っておるところでございます。こちらにつきましては、今年度子供たちへの環境教育等も含めて実施をしまいつておるところでございますので、来年度もこの取組を推進していきたいということで、このペット

ボトルの回収等、そういったところを盛らせていただいております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうしますと、病院の関係ですが、通常の2億円については特別交付税措置がされていて、そこから出ていくという理解でよろしいですね。残りは今後の6市との連携、あるいは県との調整だということだと思うのですが、それでいいのかということ。

リサイクルの関係ですが、そうするとボトルツーボトルとか、業者と連携を取ってそういうリサイクルに持っていくというところまではいかないということなのだろうか。ちょっと分かりにくかったのだけれども。私の言ったのは、製造物責任もあるけれども、業者と連携をしてボトルツーボトル、新しいボトルを作るというのが全国的に展開されている、それが水平リサイクルという言い方をするので、そういうものかなと思ったのだけれども違うのかなということを確認。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

1点目の病院につきましては、お見込みのとおり、特別交付税等々中身を再度見直しながら、上限いっぱいまで支出できるような形で見直した金額でございます。

それから、リサイクルにつきましては、すみません、先ほど説明があれですけれども、現在ペットボトルをそのままペットボトルにというところに取り組んでおりますので、その事業は含まれております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費についての質疑を終結いたします。

5款労働費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

5款労働費についての質疑を終結いたします。

6款農林水産業費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

6款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

7款商工費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 159ページになりますか、施政方針でもありました伝統的工芸品産業支援の補助金ということなのですが、290万円、具体的にどういう中身になるのでしょうか。それが1つです。

2つ目は、161ページかな、観光交流機構の関係です。いろいろあったのでしょうかけれども、その観光交流機構の補助の基準というのが何か大分変わったような感じで受けているのですが、一回いろいろあって、ほぼ全額を見るということだったのがそれをなおかつ何か変えましたという答弁があったので、当初予算なので、具体的にどのようになっているのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（金田淳一君） 岩崎地域振興部長。

○地域振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

私から伝統的工芸品の産業支援補助金について御説明させていただきます。今回、佐渡の無名異焼が国の伝統的工芸品指定を受けたということで、国から支援が受けられるということになりました。具体的には、無名異焼の団体等が行う後継者育成事業、それから技術、技法の記録の収集、保存事業、原材料の確保事業、需要開拓事業といったものをその団体が実施するに当たって国から3分の2補助を受けられることになります。団体が自己負担3分の1ということになるのですが、それにつきましてその団体負担分の2分の1を市が補助というスキームで考えております。全体事業費で申し上げますと、1,740万円が全体事業費で、その3分の1の半分ということで、最終的に市から団体に補助をさせていただくのが290万円ということでございます。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

以前、監査の御指摘があるまでは体制整備費としまして人件費等と10割という形で支給させていただいた時期もございましたけれども、昨年度からはそこは7割というところでした。しっかり査定のほうをさせていただきまして、今回につきましても人件費、そして消耗品等の経常経費につきましては7割ということで査定のほうをさせていただいているところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） そうすると、伝統工芸品の関係ですが、その団体が自ら国の補助を受けてやろうと自主的にやっていることに対する市としての2分の1の補助をしているという理解でよろしいですね。あくまでもこの団体が主体になってやっていることで市が応援しているということだと思うので、確認をしておきます。

観光交流機構の関係ですが、そうするとこれは市の補助金要綱か何かで明確に規定をしているわけですね。以前の観光交流機構への補助金は観光交流機構が決めたものに対して出していたということになるのだけれども、大きな補助金要綱はどさくさに紛れてつくりましたけれども、そういうふうになっているのかということをお尋ねしたい。

観光交流機構の関係ですが、先ほど世界遺産の関連と観光の関連でいうとまさにまた勝負の年になるのだらうというふうに思うのですが、3億5,400万円の観光費のうちどのぐらいが、何事業、幾らぐらいが観光交流機構に対する委託料になりますか。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

市の負担金の要綱につきましては、令和5年3月30日付のほうで改正のほうしておりますけれども、ここには明確にその7割という記述はございません。こちらは運用のほうでやらせていただいているというところでございます。

また、令和7年度に幾つ観光交流機構に委託するかというお話なのですが、現状想定しているのは、金額まではちょっとまだ出ていないのですが、観光案内所等々含めて4件か5件というふうに考えているところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 観光交流機構への補助金の補助金要綱がしっかりないというのは、過去の副市長通達見ても何見てもこれ問題だと思うのです。内部の規定で今7割に抑えているというのはこれ内部統制としては非常にお粗末だと思うのですが、市長いかがですかというのが1つ。

それともう一つは、先ほどやりましたが、文化とスポーツの関係が観光関係に来て、文化ツーリズムとか、もともとあるところにさらに加えた形になるのだろうというふうに思うのですが、その辺の予算取りというのはしっかりされているのでしょうか。つまり今まで教育委員会に文化があったのだけれども、文化関係ね、教育委員会手足縛られたように予算措置できないものだから、執行部に行くときっと予算措置がしっかりするだろうという大きな期待もあるわけなのだけれども、その辺どうなっているのか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 要綱等は設けております。その中で、その率、具体的な数字につきましては様々な要件があるわけでございます。ただ、議員御指摘のとおり、その数字が明確にあったほうがいいという御意見もあるかと思しますので、そこはしっかりと再度精査をしてみたいというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 小林観光振興部長。

○観光振興部長（小林大吾君） 御説明申し上げます。

文化が教育委員会から移ってくるというところでございまして、新しく観光文化スポーツ部ができるところでございすけれども、当然文化の活用と保全といったところが必要になってくるかと思いますけれども、今年度もその観光庁の補助金等も活用しながら、文化コンテンツの磨き上げであったり、また文化財の保護のお金であったりと、そういったものは適切に計上しているものというふうに認識しております。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 157ページの下の方に海洋深層水施設運営費、その中に修繕料363万円ほどあります。私が産業建設常任委員会の委員をやっていたときに、この施設の運用はとても厳しいということだったと思うのです。施設の修繕とか物すごくお金かかると。ちょっとこの中で363万円程度の修繕でよかったのか、そしてこれは引き続き委託料、指定管理ですけれども、これで運営ができるのか、これでちゃんと担保できるのか、御説明お願いします。

○議長（金田淳一君） 岩崎地域振興部長。

○地域振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

海洋深層水施設の修繕料につきましては、現在のところ見込めるものといえますか、あくまでも修繕ということですので、臨時的な対応も今後させていただくことがあるかもしれませんが、現在のところはこの金額でということで見込んでいるところでございます。あと、この施設につきましては、指定管理、来年が3年目、最終年ということになりますので、今後施設の在り方というものも考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） では、確認ですけれども、修繕は今後、来年度でこの指定管理は契約が切れる、その後後継けるという意味が佐渡市にあるのかどうかということだと思いますけれども、この後その修繕

の年度途中で可能性もあるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（金田淳一君） 岩崎地域振興部長。

○地域振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

施設につきましては、ある程度年数がたっているということもございます。突発的なことも考えられるだろうというふうには思っているところでございますが、現在のところはこの金額でということで見込んでおります。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

7 款商工費についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 2 9 分 休憩

午後 3 時 4 0 分 再開

○議長（金田淳一君） 再開します。

8 款土木費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費についての質疑を終結いたします。

9 款消防費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

9 款消防費についての質疑を終結いたします。

10 款教育費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17 番（中川直美君） 教育費についてお尋ねをいたします。

教育行政方針の中で、公民館を活用しながら生涯学習に努めるという言及もありました。生涯学習推進計画は、令和12年度までのスパンとして現在あるわけですが、今その推進体制はどのようになっていますか。生涯学習推進本部長はどなたで、どうなっていてこの生涯学習推進計画を全体として進めていくのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

議員のおっしゃる生涯学習の推進体制ということで、本部長は誰かということでもございましたけれども、今そういった委員というものは無いというふうに思っています。あくまで生涯学習につきましては公民館を核にしながら進めるということで考えてございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 佐渡市になって第1次の生涯学習推進計画にはちゃんと本部長があって、全庁体制でやっているというふうに思っています。第2次も同じような体系の下でこの計画はつくられたし、生涯学習そのものが社会教育の概念よりも大きな概念で、行政全体として進めるべきものであるというその生涯学習法ができたときの精神を見てもお分かりになるのですが、そうすると結果的に、過去にはあったと思うのですが、今は生涯学習の推進委員みたいものはないのですか。どちらに聞いていいのか分からないけれども。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

生涯学習委員というものは承知してございませんけれども、社会教育委員がございますし、また生涯学習推進計画、これに基づいて公民館を核にした生涯学習ということで社会教育課のほうで行っているという状況でございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） これ最後にしますが、生涯学習がなぜ大事かということはもう言うまでもありませんが、高齢者が増えてきて生涯学習の必要性、少子化の中での必要性、いろいろなものの必要性が以前とまた違った角度の中で人口減少の中で今注目されているわけであって、やっぱりそれをしっかり推進するしないかというのは地域の活力やいろいろなものにつながるのだろうということで私はあえて聞きました。今年度から文化スポーツの一部分が執行部のほうに行くわけですから、ぜひ生涯学習の推進体制も含めて確立をしてやっていただきたいということを述べて終わります。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 201ページの図書館管理費です。2,100万円と。何か減っているというふうな認識なのですけれども、さわた図書館がリニューアルする、ある意味ではこれからまだまだ経費が増えていくのかなと思っていました。これで新しいさわた図書館も含めて管理できていくのでしょうか。どういう見通しですか。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

管理費といってもそれぞれ項目も多いですので、単純な比較は難しいというふうに思っています。例えば工事ですと、今回中央図書館の屋根の工事ということもございまして、これは次の予算のほうには計上してございませんので、単純に減ったから何か事業等が減ったというふうに考えているものではございません。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 先ほど私除雪費の質疑しないのかと言われましたけれども、除雪費の……凍結防止剤だって2,000万円ですよ、当初で。補正でまた2,000万円も盛るのですよ。それに対してこの図書館管理費が最初から2,100万円というのは非常に貧困なのですよ、この予算は。これがまたさらに減っているというのがどういうことなのか、もう少し御説明お願いします。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

細かいところまで現時点で御説明することできませんけれども、委員会の場でその辺りは、何が減っているのかということはしっかり説明したいというふうに思っています。

○議長（金田淳一君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） 何たって計算は積算です。細かいところではなくて、方針としてここを充実させるとか、いや、もう図書館は縮小していくのだとか、例えばですよ。私にはこの数字は縮小していくように見えるのです。そういう方針ではないと、そこをはっきり言っていただけますか。

○議長（金田淳一君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

我々としても図書館事業、これを縮小したいということは一切思っておりません。あくまで必要な経費を計上しているというふうに認識しております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

11款から14款までの質疑を終結いたします。

以上で議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第43号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 3点ほど聞きます。

まず1つは、本算定はこれ県内統一化に向けて動いてきているわけなのだけれども、本算定はうちは6月というのがいつもなのだけれども、他市の状況もそうですか。今国保連からの全体の納付総額はもう示されていると思うのです。あとはどう割り振るかという割り算の問題なのだけれども、県内の過去の、県の広域化する前は市町村によって本算定期間が違ったと思うのですが、もう現時点でこれ本算定ということではできないのではないのかなと思うので、その辺どうなのかというのがお尋ねをしたいのが1点です。

2点目は、全国で6割ぐらいだったかな、今年度、国民健康保険税がこの物価高騰の中跳ね上がると言われているのですが、これを見ると分かりづらいのだけれども、本算定との関わりもあるけれども、新年度はどのような方針でいくのか。冒頭の基金等の繰入れはしないということを反映すれば当然上がるのだろうというふうに思うのだけれども、どうかというのが2点目です。

3点目です。マイナンバーに関わる関連です。マイナンバーで国民健康保険証になっていると、今まで滞納していた方は短期証、短期証なくなるでしょう。1年以上、悪質な人は資格証明書というもので事実上無保険の10割。悪質ではなくて、佐渡市の場合は県内でも子供のいる世帯、子供にはペナルティーやらないよということでやっています。決算でいうと、資格証明書が全体で334人の、子供が48人いるはずで

す。決算時点で。短期証だけの人が57人いますから、全体で391人いるというのが決算の、令和6年の2月1日時点の統計であなた方が出しているものだけでも、この方々はどうなりますか。こういう方が何人いるのか。つまり今短期証だけの方がさきに言った全体で391人、短期証は57人いるのです。この方は悪質でも何でもないので、半年に1回納税相談すれば半年間使えるという保険証だったのです。ところが、マイナンバーになったら短期証というものが消えて、10割負担になるということになるわけです。ここには子供もいるわけです、さっき言ったように。子供が全体で48人もいます。この扱いはどうなるのか。本年度の国民健康保険においては、後期高齢者も同じことなのだけでも、どのようになるのか。今どういうふうになっているのか、どうしていくのか教えてください。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明します。

本算定の関係ですけれども、やはりほかの市町村では6月ではなく4月の当初予算で算定をされているところがあるというふうには認識をしております。佐渡市において、ではどうなのかというところですが、今年度いろいろ議論をしましたが、来年度においてもやはり6月、所得の確定というところをもってやりたいということで、本算定は6月にしたいということで今回当初予算を御提案してございます。

それから、令和7年度の方針ということですが、やはり上がるのかというと、現在確定申告の最中でございますので、毎回の御質疑の回答で誠に申し訳ございませんが、暫定的な予算ということになっておりますので、令和7年度、令和6年中の所得が確定した段階で税率等を検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、滞納者の部分ですが、議員御承知のように、この後短期証がなくなります。1年以上滞納している方々で納税相談に応じない方につきましては、基本的には特別療養という形で10分の10というような負担割合になってまいります。マイナンバーの方々につきましては、それが保険証とひもづけをしていられればマイナンバーを御提示の段階で医療機関でも10分の10というのが分かりますし、連携、ひもづけされていない方については個別通知をさせていただいておるところでございます。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 石破政権になって、単純に1年滞納していれば資格証ではないのです。資格証明書自体も、医療を受ける権利を奪うものではありませんから。以前よりもっと滞納者と密接に、書いたものでいうと、自宅まで何回も訪問をして、その方と会って、その人の暮らし向きはどうか、駄目だったら、では生活保護に……市長、笑っている場合ではないよ、困っている人いっぱいいるのだからね。生活保護にも結びつけますよというのが今回のマイナンバーの大きな趣旨なのです。大変だったらその方を生活保護にちゃんと連携しなさいと。これ以前からあるのだけれども、これをしっかりやれというのが以前よりも熱く出てきている中身なのです。とりわけ、あなたそう言ったけれども、では今まで佐渡市は歴代の市長も含めて子供にはそういったペナルティーは与えないようにしようぜということでやっていたのだけれども、その方々はどうやって救うのですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

私も滞納の方々につきましては親切丁寧に寄り添いながら、納税相談をしていただくように御案内を

しておるところでございます。やはり家庭の御事情なのか分かりませんが、納税相談に応じていただけない方が一部おります。そこについては、やはり現制度にのっとった滞納処分という形と、それから収納整理というところを行っていき、保険料負担につきましては現制度の10分の10というところを納めていただく以外ないかなと思っております。ただ、多子世帯等々の制度につきましては佐渡市独自で行っておりますけれども、今そこをやっていくところについては、特別療養の部分でやっていっている部分と、それから10分の10でやっていく中に子供もいらっしゃいますけれども、そこは現制度のまま進んでいくしかないだろうというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） この前、佐渡病院の院長の話も聞きましたけれども、今でもコロナがはやっています、インフルエンザがはやっています、感染症気をつけてください、佐渡市の場合は現時点では資格証明書は出していないのですよ。それをあなたは今後出すというわけね、新年度はね。私がさっき聞いたのは、今計算してみたら令和6年2月1日時点では子供が28人いらっしゃるのです、このときの数字だと。この方々にも10割やるのだね。10割、事実上資格証明書という無保険者をつくるということなのね、市民生活部長の言ったことは。これはちょっと違うのではないのか。市長も含めてどうですか。

○議長（金田淳一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） あくまでも国、県含めて全体の制度の中で取り組んでいるところございまして、その制度を考えながら対応は考えていくということが必要だと思っています。ただ、この詳細につきまして、私自身具体的に本算定に向けて今様々な課題まだ把握しておりませんので、しっかりと課題を把握しながら対策を考えてまいりたいと考えております。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第43号についての質疑を終結いたします。

議案第44号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第44号についての質疑を終結いたします。

議案第45号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。
佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） 介護保険特別会計の27ページの生活支援体制整備事業についてお伺いしたいと思います。

これ佐和田のまちの中にできて、高齢者、そして子供たちも通って、いい施設だというふうに私は認識しておりますが、この施設の運営で4,743万2,000円が計上されておりますが、これはあの施設を運営するのにこれだけのものがかかるということによろしいのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

この4,700万円の予算につきましては、生活支援コーディネーターの業務委託料ということで、今回佐和田につくった部分、あそこには1層の委託料として2,700万円ほど、あとそのほかの両津にございますさえ愛の部分、全ての生活支援コーディネーターの業務委託料として総額で4,700万円でございます。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君。

○9番（佐藤 定君） 事業としては非常によろしいかと思うのですが、これを介護保険料から全部出すというのはいかがなものなのでしょうか。これ私が拙いところで勉強しました地域づくりの事業でいきますと、国が10分の38.5、都道府県が19.25、市町村が19.25、そして介護保険料は100分の23というようなところの内訳だと思うのですが、いかがですか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明します。

負担率につきましては、今議員おっしゃられたとおりの負担でございます。これは、国の介護保険制度の地域支援事業という枠の中で任意事業として国のほうで設定した事業でございまして、その枠の中で事業を実施してございますので、どうしても1号被保険者の介護保険料の負担という部分も発生している状況でございます。

○議長（金田淳一君） 佐藤定君、3回目です。

○9番（佐藤 定君） それこそこの事業の常設の居場所とかいろいろなところありますが、先ほど言いましたように、集まる人は高齢者から子供たちまで多岐にわたっておるわけです。佐渡市の市民全体になるのです。それを介護保険料のところで賄っていくというのはどうしても私納得できないのですが、いかがですか。

○議長（金田淳一君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

あくまでもあそこの設定につきましては基本を高齢者主体に置きまして、介護保険の任意事業の中で事業を設定してございます。ただ、その中で子供から障害をお持ちの方も一緒に包括的に支援していきたいということで全てを対象にしておりますが、事業の趣旨としましては介護保険の中の任意事業として実施させていただいているものでございます。

○議長（金田淳一君） 発言中は静粛をお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

議案第46号 令和7年度佐渡市小水力発電特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結いたします。

議案第47号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第47号についての質疑を終結いたします。

議案第48号 令和7年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結いたします。

議案第49号 令和7年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第49号についての質疑を終結いたします。

議案第50号 令和7年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第50号についての質疑を終結いたします。

議案第51号 令和7年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第51号についての質疑を終結いたします。

議案第52号 令和7年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第52号についての質疑を終結いたします。

議案第53号 令和7年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての質疑を終結いたします。

議案第54号 令和7年度佐渡市下水道事業会計予算についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第54号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第54号までについては、お手元に配付した委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第8 請願第1号、陳情第1号、陳情第2号

○議長（金田淳一君） 日程第8、請願第1号、陳情第1号、陳情第2号についてを議題といたします。

本案については、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管する常任委員会へ付託いたします。

○議長（金田淳一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、3月5日午前10時から代表質問及び先議案件の採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時03分 散会